

平成25年第1回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成25年3月14日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鷓飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村竜生	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者	古田浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	白田慶生		

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号4番 船渡洋子君と5番 臼井悦子君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、一般質問を行います。

2番 鏑本規之君の発言を許します。

2番（鏑本規之君）

おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

樽見鉄道のことから始めることになっておりますけれども、樽見鉄道のことにおいては、いろいろな問題、きょうの県議のほうの一般質問等にも載ってございましたけれども、そういうことも踏まえて質問をしたいと思っております。

樽見鉄道の補助金についてお伺いをいたします。少し質問内容が多いと思いますので、初めてですけれども、原稿を読みながらやりますのでよろしくお願いいたします。

樽見鉄道の補助金についてお伺いをいたします。今までは近隣5市町で、1億円を限度に補助金が出されておりました。本市の25年度予算には前年同様の金額が計上されておりますが、新聞等によりますと計9,500万円の補助金額となっており、内容を見ますと、大垣市のみが500万円の減額となっております。減額については前々から大垣市から打診があったと聞いていますが、今まで議会に対し、何の説明もなかったように思います。少なくとも総務委員及び、総務委員会には何らかの形で報告がなされていたのかをお伺いをいたします。また、大垣市のみが減額となった理由と経緯などを含め、3点お伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

おはようございます。それでは、ただいま御質問をいただきました大垣市の補助金の減額に対する議会への説明について、御答弁させていただきます。

今、議員お話しございましたように、平成25年度におけます樽見鉄道株式会社への沿線5市町の支援額につきましては、大垣市が1,000万円、瑞穂市も1,000万円、北方町が200万円、揖斐川町が876万円、私ども本巣市が6,424万円ということで、総額9,500万円で、さきで開催しました樽見鉄道連絡協議会臨時総会において承認されたところでございます。大垣市の補助金が減額となったことについて、議会に対して何らかの説明がなされたかという御質問でございますが、本巣市の補助額につきましては、これまでと同額であるということで、総務委員会も含め、議会への説明はさせていただいておりません。なお、本巣市の補助額、こういったものに変更が生じるような場合、こういった場合につきましては、事前に御報告などさせていただくという考えであります。これが1点目でございます。

それから、2点目の大垣市のみが減額となった原因ということでの御質問でございます。

樽見鉄道に対します支援につきましては、樽見鉄道連絡協議会を構成します沿線5市町におきましても温度差がございます。大垣市につきましては、赤字路線であります養老鉄道、こちらにも補助を行われておりまして、以前より樽見鉄道への支援につきましては、どちらかという消極的な姿勢となっていたところでございます。25年度以降の支援につきましては、本巣市といたしましても、大垣市に対しましては今までどおりの金額でお願いしたい旨、要請し調整してまいったところでございますが、大垣市より養老鉄道支援との兼ね合いもあるということから、500万円減額でお願いしたいという提示がございました。最終的には、この沿線5市町が協調して樽見鉄道を支援するといった体制を維持することといたしまして、樽見鉄道連絡協議会臨時総会において了承されたものでございます。

3点目でございますが、この補助金の減額によって、樽見鉄道の職員の皆さんのやる気をそぐ結果とならないかという御質問でございますが、議員さんの通告文にございましたように、樽見鉄道の経営状況につきましては、ここ数年、沿線市町ですとか、またこの樽見鉄道の職員の皆さんの努力、それから沿線の企業、地域、こういった方々の御支援、御協力によりまして、2年間ほどですけれども、経常損失は8,000万円を下回った状況となっております。樽見鉄道におきましては、ここ数年、大手旅行会社とタイアップした紅葉列車ですとか運転体験講習会、こういったものを行いまして、新たな企画列車を立案し、成果を上げてきております。また、沿線の学校などと連携いたしまして、乗車率向上のための企画、こういったものも実施されておるところでございます。

こうしたことで、赤字削減に真摯に取り組まれているところでございます。今後におきましても、引き続き積極的に利用客の増となるよう御努力いただけるものと考えております。こうしたことから、補助金が減額されたからといって職員の皆さんの士気が低下するといったことがないというふ

うに考えております。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2 番（鏝本規之君）

大垣市のみが500万の減額となった、それは大垣市には大垣市の事情もあろうかと。ただ、今報告の中にあつたように、だんだん赤字額が減ってきたということも理由の一つとして新聞には上げられていた。そうなるなら500万減額とするなら、5市町村全体のバランスの中において減額をするということのほうが私は正しいかと思っている。本巣市だけが減額をしないとということになれば、ほかのところも減額しないんですけれども、本巣市にとっては、市民にとってそれだけの負担が多くなるわけですよ。100万円でも200万円でも減額されれば、市民にとってほかのことでそのお金が使えるということなんです。そういうことも含めて、いま一度お伺いをしたいと思う。ただ大垣だけがどうしてなったのか、またなぜそのことが許されたのか、他の市町村からの反発等意見はなかったのかという。

それからもう1点は、今後そういうことがもし続くとするなら、今もあつたように8,000万になってきたよ。これが7,000万になってきて、何一つ、皆さんの協力の中で物事がなされてきているんだけれども、職員たちも身を削る思いをしてきているわけですね。露骨な言い方をするなら、私のところも今時、会社のことで申しわけないけれども、従業員を2人募集したところ、10倍以上の申し込みがあつたということなんです。今はそういうことで、従業員も何とかいいところがないから我慢しようかという人もいるかもしれない。けれども、だんだんだんだん景気がよくなってきて、よそで1回就職先ができてくれば、そちらのほうに職員が行ってしまつては、根本的に樽見鉄道の運転手がいなくなるということになれば、樽見鉄道存続そのものにかかわるだろうと思っている。ですから、努力したことが報われるようにしてあげなければいけないだろう、努力したことが報われる前に減額をしてしまつては、従業員のやる気を損ねてしまう。

そういうことも含めての説明と、もう1点は沿線協議会の中に、きのうの県議のほうの一般質問の中にもそういうふうなことは含まれていましたけれども、だんだんだんだんと老朽化してきておるだろうと思う。そういう中において、どのような方向性を持ってこの老朽化してきたものの補助、その他もろもろのことを沿線協議会の中で語られているのか、そういうことが余り聞こえてきていませんので、市長さんのほうで、もし聞ける範囲があれば報告してもらいたいなあと考えております。

また、たまたま大株主の西濃鉄道の社長さんともお話をしておつたんですけれども、人事等もかなり老朽化をしてきておるんじゃないかということで、トップの交代を少し求めたところ、私どもがお願いしたトップですので、私のほうからはなかなかそういうことは言えないと。沿線協議のほうからそういうようなことが出てくれば、審議の対象とはしますけれどもというようなニュアンスのことは言われましたけれども、そういうような話が今までに協議会の中で語られたのか否かとい

うことを含め、お聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

まず1点目でございます。大垣市のみが補助金が減額となったということでございますが、先ほども御答弁の中で御説明申し上げました。当初、私ども今までどおりの額でお願いできないかと、これは沿線5市町協調して進めるという前提で今までと同じ額でというお願いをしてきた中で、大垣市さんのみが、先ほども申しましたように養老鉄道さんのほうへも補助をしておみえになるというところで、大垣市を除きます他の4市町につきましては現状どおりでいきたいと思いますということで、今回の大垣市のみが減額になったということでございます。

それから、職員の皆さんのやる気の問題ですが、これも先ほど申しました、ここ2年ほど経常損失もゼロではございませんが、8,000万台に下回ってきているところまで、これはもう職員の皆さんの努力でございますが、こうした努力というのも踏まえております。そうした中で、やる気をそがないようにということで、私ども連絡協議会としましても、できる範囲の中で協調して進めたいという考えでおります。

それから、老朽化対策でございます。けさの新聞で、きのう、県のほうの結果も載っております。県内の3つの三セクに対して、たしか1億6,000万ほどだったと思いますが、老朽化に対する予算も確保されておるといようなことも書いてございました。樽見鉄道におきましては、これまでに鉄橋、こういったものの老朽化に対する維持とか点検、それからトンネルの、さきに崩落事故がございました。あのすぐ後にも、実際トンネル内の打診点検と言うんですか、打音点検ですね、こういったものも実施されております。今後につきましても枕木等の交換ですとか、おっしゃいますように老朽化施設、こういったものの交換につきましては、それぞれ年度ごとの工事計画の中で見込んで計画を立てておるところでございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

また、こういう問題が大垣市のほうから、1,000万をまた500万にしてくれと、500万を最後には100万にしてくれと言われたときも、そのままのむということになってしまうのかということを中心に配して質問をしたわけでありまして、シルバー180というのかな、そういうものがある中において、会員数を見ると大垣が一番多いんですね。それだけを見ても、大垣市が一番恩恵をこうむっているだろうと思っておるわけです。経済効果その他もろもろを考えたときに、樽見鉄道の恩恵というのは一番大垣市が受けているだろうと思う中において、どうして大垣市だけがこういう形をとってくるのかなというのが、どう見ても納得ができません。ここで問答しておっても私の持ち時間は少なくなっていくしますので、またそのことも含めてよく検討してもらいたいと思いますし、今回の予算

の中で、またそのことをちょっと聞きたいと思っておりますので、次のほうの質問に移ります。

2番目は、リバーサイドモールのことなんですけれども、またこれもちょっと難しいことが含まれますので、誤解を招くといけませんので文章を読ませていただきます。

株式会社海龍リバーサイドモールの固定資産税及び入湯税等の1億円の未払い金の回収についてお尋ねをいたします。

配付しました、またお配りしましたような資料を見ていただければわかるかと思うんですけれども、本業市が差し押さえをした物件に登録されている土地は、もとの農道の細長い土地になります。坪数においては540坪ということになっておりますけれども、そのときの所有権に関する事柄を見ても、平成11年10月に株式会社横山本社に大蔵省より移転が登記されております。その後、平成22年12月に株式会社リオ横山に名義変更され、どういうわけか、その9日後に、私の入っている知識の中では1万円というふう聞いておりますけれども、海龍リバーサイドに1万円で売買され、所有権移転がされています。その4カ月後に平成23年4月と6月、また翌年の5月に、本業市は海龍に対し、市税で滞納を理由に、今言った細長い土地を差し押さえとしています。

市としての対応はこれで十分だったと思うんですけれども、その5カ月後の平成24年11月に海龍から株式会社ビッグダディ不動産に所有権移転がされています。本業としては平成25年、ことしなんですけれども、ビッグダディ社を地権者として固定資産税の賦課をしています。また、本年2月5日に地権者組合は、平成24年11月に行われた海龍とビッグダディ社との土地売買は不当であるということで、取り消しを求める裁判を岐阜地裁に起こしました。岐阜地裁は一時的措置として、その土地をビッグダディ社が所有する540坪の土地を売ったり、抵当権を設定したり、また他人に貸したりしてはいけないという仮処分決定をしました。地権者組合がビッグダディに起こした土地売買は不当との訴えを裁判所が正式に受理し、5月9日10時より1回目の審理が行われますが、結審までには相当長い時間がかかると思われます。

なぜこういう裁判までしなければいけないような事件になってしまったのかなあということ私なりに考えてみますと、1つの原因は昨年9月に地権者組合と海龍との和解が成立していますが、その成立内容を見てみますと、12月21日、海龍は本件物件の占有と管理権の一切と、約540坪の土地を地権者組合に渡すと約束をしていますが、なぜか登記上の手続は、ことし1月20日に行う旨が記載されています。どうして1カ月間も登記上の手続をしなくていいような和解案になっているのか理解ができませんが、この1カ月間の間に何らかの事情で海龍名義の土地がビッグダディ社名義に変わってしまいました。

本来和解の中で、土地等が地権者組合のものになると約束されていたら、海龍が第三者に土地を渡すことのできないような、売ったり買ったりができないような手続、今回で言うなら裁判所に仮処分の決定を求める手続とか、もう1つは公正証書を巻くとか、ちょっと難しいことになるかもしれませんが、その土地に莫大な担保設定をつけてしまうかというようなことをすれば、土地を売ることもできないから、このような事件に発展することもなかったと思われます。

このような手だてをしなかったことは和解の中の地権者の組合の、私は大きなミスだったと思っ

ています。この大きなミスがなければ、今ごろはイオンとの契約が成立して、本巢市も未回収となっている1億円近い固定資産税が回収でき、市民のためにその1億円が使うことができたと思うと非常に残念に思っております。

土地のトラブルが長引けば長引くほど、土地を所有している地権者組合の皆様も、ビッグダディ社にしても1億円に近い固定資産税が回収できない本巢市にとっても、何ら得るところがありません。また、ビッグダディ社と地権者組合との裁判で、どのような結果が出るかわかりませんが、どのような結果がでて、多分双方が控訴すると思っております。ビッグダディにとって非常に悪い結果が出たとするなら、ビッグダディはまた海龍を相手に裁判を起こすかと思っております。そうすれば、海龍は和解の中の条件等が違っておるんじゃないかということで、海龍が今度は地権者組合を相手に裁判を起こすのではないかなというふうに危惧されます。

そういうようなことで次から次へと裁判裁判となっていけば、解決するには相当の時間がかかり、その間地権者にとっても、またビッグダディ社にとっても固定資産税の賦課が続くだけで、土地をイオンに貸さない限り1円も収入も入ってきません。その上、裁判費用だけがどんどんどんどんとかさんで、結果的に利益を得るのは弁護士だけということになってしまいます。きつい言い方をすれば、地権者組合と海龍との示談が成立したときに、先ほども述べたように、きちんとした手続をとっていれば、海龍も土地を売ることができず、また逆に土地を売ることができなければビッグダディ社も土地を買うこともできなかつたろうと思っております。そういうふうなことを含めて、イオンがどこかへ行ってしまいう前に、来るという話になっているけれども、何も最高の条件ではないというような、場所ではないということも伺っておりますので、どこかに行ってしまうのは何ともなりません。今回の事件は民間と民間との事件ですので、市としての関与は非常に難しいかと思いますが、難しい難しいと言っても何ともなりませんので、市民のためにも一刻も早く未回収となっている1億円近い固定資産税を回収する努力をすべきだと思っております。その中で、市として何かできることはないかなあということと、また市長としてできることはないかなあということをお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ただいまの質問について、4項目の2．リバーサイドモール今の状況についてとそれから未回収になっている1億円を回収するための手だて、そして3番目のその他の方法はないかという、この3点一緒に答弁を願います。

それでは、ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、ただいま御質問をいただきました海龍リバーサイドモールの固定資産税の関係でございます。

まず、海龍リバーサイドモールの今の状況についてお答えさせていただきます。

今議員からお話しございましたように、この株式会社海龍リバーサイドモールに対する税金につ

きましては、平成22年度の入湯税、それから23年度と24年度の固定資産税、この部分につきまして未納となっております。そうしたことから、この株式会社海龍リバーサイドモールが所有しておりますところの家屋と土地の不動産を差し押さえているところでございます。それで、この未納の分を回収するための何か手だてはということでございます。今、お話し申し上げましたように、土地と建物につきましては、これは今も議員さんからお話しございました、現在、権利関係で争いがあるということでございますので、市としましては、こうした状況、こういったものを注視しながら、法に基づいた対応をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

それと、何か競売等を視野に入れた回収方法ということで御提案をいただいております。現在行っております差し押さえでございますが、この差し押さえの目的につきましては、差し押さえた財産を法律の定めるところに従いまして強制的に売却し、その売却代金を滞納租税に充当するというところでございます。しかし、先ほど御回答申し上げておりますように、現在係争中、争いがあるということから、こうした状況を注視しながら、これも同様の答えになりますが、法に基づいた対応をしてみたいということで対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

市長として何かできることがないかなということもお尋ねをしておるわけですが、市として、また市長としては少し違うような意味合いがあるんですけれども、前にも、昔、時代劇を見ても大岡越前守の三方一両損というようなものがあるんですけれども、そういうような方で誰かが仲裁に入らない限り、物事がうまく進まないではないかなあと思っておるわけです。

市においても固定資産税を、いただくべきものを早くいただくということが大事だろうと思っ
ている。そういう中において、市として何かできることはないかなあ、損して得とれということも
ありますので、そういうことも含めて市長に何かいい考えがあればなあということで伺おうかと思
っておりますけれども、いい知恵がなければ何ともなりません。また、市長は市長の考えもあるう
かと思っております。私は私なりの考えを持っておりますけれども、基本的には裁判をしても何の
利益にもならないであろうと思っております。

そういうことにおいて、もともとが初めからのいきさつ、固定資産税が賦課されるようになる
ということは、大蔵省の物件が個人の名義になった。十数年前に個人の名義になって、企業がその土
地を利用して商売をしていったであろう。これは多分20年契約とか30年契約でやったかなあと思
っている。普通の契約であれば、その間借り主が何らかの事情が、よっぽどの事情がない限り家賃
は、商売がそこでやってなくてもずっと家賃を払っていかなければいけないというシステムになっ
ているかと思っております。その中で、どういうわけか会社が分離をされて、リオ横山というこ
ろに分離をされて、分離されたらものの1週間、9日ぐらいの間に転売がされているという、こう

というような不自然な土地の流れがあるわけです。そういう中において、何らかの解決策等々をしていかなければいけないのではないかなあと思っているわけです。

また、本巢市もそういう会社に対して何らかの形で、いろんな形で免除をしたり、いろんな形で支援をしておるかと思っております。それが最終的に恩をあだで返すというような形になってしまって、1億円の未回収、これは市民にとっては物すごく大きな損失であると思っております。大きな企業が来てくれることによって、一般会計の中においても、企業が来てくれる人に対してある程度の援助というのかな、そういうような形で支援策というものが書かれておりますけれども、そういうようなことを含めたときに、もう少し積極的に市が関与すべきではないかなあという思いが非常に強うございますので、改めて市長に何かあったらということでお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、お答えします。

一言で言えば、残念ながら知恵はありません。先ほど総務部長がお話し申し上げておりますように、やっぱり民民の関係で係争中でもございますし、その裁判の推移を見るしかないだろうというふうに思っております。そういったことから、仲裁どうのこうのとか、中に入るということは、なかなかこれは難しい問題でもございますので、私どものほうとしては第三者でございますので、なかなかその関与するという方向には至りません。それと先ほど大岡裁きじゃないですけども、三方一両損のような形という、これは民民の中での話であれば損して得とれということができる。

例えば、私が地権者で私の個人の財産なら、ある人がそこから立ち退かなかった場合に、そのかわりに誰かそれではちょっと目をつぶって、自分で壊して誰か他の人にやってもらって、そこから修理すれば最終的にはまた金が入ってくるということになるんでしょうけれども、公の税金の場合は、全然次の人が入ってくる、入ってこないは関係ない。今あるものは、海龍が責任を持って払うべきものであります。それが終わった後、また次の人が払うという格好ですので、前の海龍の話を次に入ってくる人でかわりをするということではできません。これは税法上そういうふうに、ぴっと別れておりますので、前の人の分を後の人がどうのこうのということは法的にはできませんので、今お話にあったような大岡裁きのようなことは不可能だというふうに思っています。いずれにいたしましても、裁判の推移等と係争の推移を見て、市として最善の方法をとって税の確保、回収に努めてまいりたいというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

ルールの的にはそういうことをわかって聞いておるわけなんです。ただ、海龍に回収能力というの

か、支払い能力は私の入っている情報の中にはゼロであります。ですので、本巢市は1億円の回収が帳面上、ずうっと成り立っていただけであって、5年たつと時効ということになって、市民が1億円損するということになるわけです。そういうことにならないようにするためのことを聞いたわけでありまして、法的なルールのことを聞いたわけではありません。積極的に関与できるかできないかは別として、何かいい方法があればということで、私も何か協力できることがあれば協力をしたいと思っております。

では次に移ります。

3月9日、「もとまる」君の誕生日ということで、モレラ岐阜でイベントが行われましたが、そのことが新聞に掲載されていたので、その件についてお伺いをいたします。

ゆるキャラといえば、熊本県の「くまモン」が全国的にも有名であります。関連の商品の売り上げが293億円にもなるということが報道で聞いております。ゆるキャラの代表選手というような存在かもしれません。となりの大野町には「パーシーちゃん」や「ローズちゃん」、また山県市には「ナッコルくん」と、私あんまりよく知りませんでしたけれども、お隣の瑞穂市には「かきりん」というのが平成6年に誕生しておるということで、市会議員の先生たちに聞いたところ、まともにも答えられた市会議員の先生がいなかったという、聞いた人が悪かったのかなあとは思っておるんですけれども、これだけ周りにゆるキャラが誕生していますけれども、私自身が知りませんでした。また地域の市会議員も余りよく知りませんでした。「もとまる」君も本巢市がせっかくつくったんですから、埋もれたキャラクターにならないようにというような思いが私の中に非常に強い。そういうことを込めて、質問したいと思っております。

過去にモレラ岐阜が開店当初、下水処理ができず、うん何とかと非常に悪評が出たことがあるんですけれども、モレラ岐阜が地域の皆さんへのおわびを兼ねて、糸貫川に地元の幼児を招いて、地域のボランティアの方たちとコイの放流イベントを行いました。このときにモレラが出資してくれたお金が100万円と聞いております。

今回の「もとまる」君の誕生祝いにも、市長は何か挨拶をされたかと思っておりますけれども、このコイの放流イベントにも前市長は挨拶をされました。私は市長が挨拶をしたことがどうして悪いことなのか、いまだによくわかっておりませんが、一部の議員から、市長が一企業の行うイベントに挨拶をするとはいかがかというような非難がされ、毎年行う予定であった放流イベントが中止となってしまいました。

また、もう1つの実例を挙げますと、本年度も14万3,000円の補助金として計上されている美濃もとす太鼓保存会が以前地元の企業のテレビCMに出演しました。出演した美濃もとす太鼓保存会の方たちは非常に喜んでおられました。私も一時期その太鼓の会員でありましたので、そういう声を非常に聞きました。ですが、この件も一部の議員から反対意見が出され、結果として多額のお金をかけ制作されたテレビCMは中止となってしまいました。当然テレビCMですので、地元企業から美濃もとす太鼓保存会には幾ばくかのお礼のお金が支払われたかと思えます。もとす太鼓もテレビCMに出れば、みんなに知られているいろいろなイベントなどに出演依頼が来る、そうなれば多少な

りともお金も入り、市からの補助金も必要でなくなるのではないかなあ、そうなれば私も助かるのではないかなあと私は思っています。

もとす太鼓は補助金をいただいている会ですし、「もとまる」君は市民の税金でつくられています。補助金も市民の税金です。市長も税金をいただいているわけです、私もその一人でありますけれども。このような経緯を見ても、「もとまる」君が市や市民が行うイベントには参加できても、企業が行うイベントには参加できないということになるかと思いますが、一企業であるモレラ岐阜で市民の税金でつくられた「もとまる」君の誕生イベントをすることは、またそこで市長が挨拶することは、前例から見るといかがかということになります。

その中でお尋ねをいたします。今回のイベントはどのようなルールの中で行われたのかをお聞きしたいと思っております。また、今回モレラ岐阜で行われた「もとまる」君のイベントと、過去に行われたモレラ岐阜が行ったコイの放流イベントでの市長の挨拶と、またさきの一般質問で、部長は市から補助金をいただいている美濃もとす太鼓保存会が地元の企業のCMに出ることは遺憾であるとお答えになっておりますが、今回のイベントとの違いを企画部長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、市マスコットキャラクター「もとまる」の活動ということで、まず最初にお答えさせていただきます。

現在、全国的な御当地キャラクター人気の高まりを受けて、各地でキャラクターを活用したイベントや広報活動が盛んに行われておりまして、本巣市といたしましても、マスコットキャラクター「もとまる」を活用した情報発信、また観光PR、産業振興に積極的に活用したいというふうに考えております。

「もとまる」の活用方法につきましては、市の広報活動、またイメージアップに寄与するようなことを目的といたしまして、市民や法人、その他団体においても広く活用していただけるよう、本巣市マスコットキャラクターの使用に関する要綱及び本巣市マスコット「もとまる」着ぐるみ貸出要綱を定めております。

「もとまる」の使用につきましては、目的が市の広報、イメージアップにつながるというものであれば、使用料は無料で、広く御活用していただくようにしております。市民や企業主催のイベント等への着ぐるみ貸し出し、またマスコットキャラクターの使用、商品開発等においても積極的に活用していただきたいというふうに考えております。

ただし、先ほど述べました要綱等がございまして、その中で市の信用、または品位を損なうようなおそれのあるとき、または法令や公序良俗に反するようなおそれがあるとき、または特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援して公認しているような誤解を与えるおそれがあるときということに対しては、使用しないというような考えでおります。しかしながら、いずれにいたしましても、

市民の皆様が親しまれるようなゆるキャラとなるように、積極的に活用していただきたいというふうに考えております。これが一応のイベントのルールというような考え方であります。

それから、以前のイベントと、今回のモレラで行った「もとまる」のイベントについてでございますけれども、今回、3月9日にモレラで行ったイベントにつきましては、市のほうのイベントとして、モレラの会場を貸していただきたいということで行ったものでございます。その上で、近隣のそれぞれのゆるキャラの出演をお願いして、その中で市の主催ということで会場だけをお借りしたというようなことでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

あと残り時間4分ですので、そこら辺の配分を気をつけて。

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

市が企業の場所を借りてイベントを行ったということですから、前のCM等とは相当違いますよというふうにとられるかもという答弁でございましたけれども、そうすると市のほうがやることならオーケーですけども企業が、要するにそういう「もとまる」君を借りて何かをするということは、一企業がするということはできないということなのか、その点のことがよくわかりませんので、いま一度お伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

企業自体が、企業がゆるキャラ「もとまる」を借りてイベントをできないかということかと思いますが、市といたしましては、市のPRを目的としておりますし、市内の産業振興を図るということも一つの目的としております。市内企業を応援するというのも、このゆるキャラを活用するという意味でも大変重要だということでございますので、積極的に活用していただければというふうに考えております。

ただし、使用許可するに当たりましては、先ほど申しましたように、一応、要綱ございますので、申請書を出していただいて、その中で具体的な内容をお聞きしながら、その上で判断をさせていただいて許可をさせていただきたいというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

さきに一企業が補助金をいただいておりますもとす太鼓をCMに使ったときには、それは遺憾であるという回答なんです。もとす太鼓も市からの補助金をいただいている団体なんです。地元の企業も、

そのもとす太鼓を広く皆さんに知ってもらいたいからということで、CMの中にわざわざ、もとす保存太鼓ということが書いてあるわけです。その太鼓とその企業との関連性は何もないわけです。ということは、そういう市が補助金を出している団体が、今言われるように世間に広く知らしめること、その中に本巢ということが書かれていること、そのことをもって宣伝に使用したわけなんです。それを遺憾だと言われた。今回の言われたことと、すごく矛盾をしておるけれども、どこでルールが改正されたのか、またどういうふうで変わったのかの答弁を求める。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

今までは特にそういったキャラクターとか、そういったものに対して規制というのはございません。当然そういったものはございませんでしたので、要綱等も定めておりませんでした。今回キャラクターマークができたこと、またゆるキャラの「もとまる」ができたということで、新たにその要綱等を作成させていただいたと、設置させていただいたということございまして、以前のものに対してどうのこうのということはございませんが、現在ではそういった要綱に基づいて許可等させていただきたいというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

私の気持ちとしては、大いに企業も利用をして企業の力もかりて、この本巢市を全国に知らしめる本巢市にしたいという思いなんです。そういう思いが強くて今きつい言葉にもなっておるわけなんです。もとす太鼓を使用した企業も、そういう思いが強くて起用したと思っております。

国においても民間の力をかりよということを広く言っております。また、今回の取り壊しが決定したような、総合庁舎かな、何というところだったかな、県で今使用しておる70年か歴史のある、テレビドラマの舞台で使われたりしたところでもそうなんですけれども、結構そういうもので使ってもらって、広く岐阜市というものを日本中に広めたいという思いがある。そういう中でルールをきちんと定めて、これからもやっていただきたいと思う。またそういう中において、行政だけではなくて、市会議員先生たちもこれだけおられる、そういう人たちの知恵をかりてルールづくりを進めていくつもりかあるのか否かをお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

一応ルールにつきましては、先ほどお答えいたしましたように、ゆるキャラ等、またマスコット

キャラクター等についてはそういったルールを定めておりますが、そのほかについては、また考え方につきましては、今後検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2 番（鏝本規之君）

どちらにしても、税金を使ってつくったものでありますので、大いに活用して、本巢市の企業が発展することも、結果としてはその本巢の市民の方たちに利益なることでありますので、細かいことは別として、大いに企業もルールのな中で市長が判断すればいいかと思っておりますけれども、そういう中で大いに活用して、この本巢市が活性化できるように願って、今回の質問はこれで終わります。

議長（後藤壽太郎君）

ここで暫時休憩をいたします。この時計で10時10分から始めます。

午前 9 時50分 休憩

午前10時09分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして3番 黒田芳弘君の発言を許します。

3 番（黒田芳弘君）

根尾の山に囲まれて暮らしておりますが、ことしも花粉症が始まりまして大変くしゃみがとまらないことがありまして、今もこうして皆さんの前に立っておりますと、何か飛ばさないかと大変心配をしているところでございますが、この時期、この花粉に加え、中国からは黄砂やPM2.5など新しいのものまで飛ばしてくれるので、マスク姿の困った人が大変ふえてきているのを実感しております。

私が今思うことは、東日本大震災から2年を迎え、原発事故が影響する電力不足で、まずは我々できる節電と新エネルギーでどう貢献するのか、そしてもう1つは、政権交代による大胆な経済対策をどう地域経済の活性へ結ぶのかといったところでございます。こんなことを織りまぜながら、通告してあります2点7項目について、順次質問を始めますのでよろしくお願いをいたします。

それではまず1点目、平成16年に宇部興産より寄附を受けた400ヘクタールの膨大な山林について質問をいたします。

この山林は、宇部興産が将来的にセメントを採掘するために取得し保有していた山林で、私が小さいころ、もうすぐセメントを掘るのでこら辺もにぎやかになるぞと伝え聞いた記憶がございます。ここは、県道270号線、通称馬坂街道沿いに山林へ通ずる作業道の入り口があり、私はそのすぐ横で木くずをもらいカブトムシを育てております。この山林は、昔からこのカブトやクワガタの

宝庫でありまして、きっとそこから飛んできてこの卵を産むんだらうと、こう思っております。

また、この山林の下には美しい溪流が流れており、透き通る水と神秘的な滝にたくさんの魚が泳いでいて、私が子供のころ、夏になると毎日のように友達を誘って出かけた思い出があります。さらに、山菜やキノコの宝庫で、秋にはとても美しい紅葉を見せてくれます。このように自然豊かなとても魅力的な山であることをお伝えし、質問に入ります。

まず1項目めでございますが、本市への土地の寄附については、以前、地盤沈下で移転した徳山団地跡地の寄附の申し出について協議をした折、利用目的がないことと固定資産税のこともあってお断りしたことが思い出されます。この山林を寄附した宇部興産も、セメントを掘るという目的があつてどこからか買収したはずであり、これだけの山であるので相当な金額で手に入れたと思われませんが、本市に何のかかわり合いもないこの会社が、どうして無償で提供することを申し出たのか、私には理解できないところがございます。と同時に、今の状況を見ますと、受ける側も一体何をするためにこの寄附を受けたのかという疑問もあります。まずもって本市はどんな目的、計画、構想があつてこの山の寄附を受けたのか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 奈良村竜生君。

林政部長兼根尾総合支所長（奈良村竜生君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

どのような目的や構想をもって寄附を受けたかの御質問でございますが、まず寄附を受けた当時の経緯も含めまして、前任者からの引き継ぎの範疇でのお答えになりますので、よろしく願いをいたします。

まず、経緯から御説明をさせていただきますと、町村合併前の平成16年1月に宇部興産株式会社から当時の根尾村に寄附の申し入れがございました。その後合併後の平成16年3月に、本巢市に改めて寄附採納願が提出されまして、同年4月に台帳面積で49筆409ヘクタールの登記が完了しましたので、現在は普通財産として保有しております。

次に、作業道の関係でございますけれども、議員御指摘のように県道270号線、藤橋根尾線から開設されております作業道の敷地でございますが、個人所有の土地が一部含まれておりますことから、それらが宇部興産株式会社によって整理できた後に寄附を受け入れることとなっております。この409ヘクタールの面積の中には、作業道の部分の11筆1,306平方メートルは含まれておりません。

どのような目的や構想かにつきましては明確なことは示されておりませんが、当該地の9割ほどが水源涵養のための保安林でございます。将来も水源林としての機能を確保していくとの観点から寄附を受けたものと理解しておりますので、よろしく願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今答弁によりますと、明確な目的もなく寄附を受けたということには大変疑問は残りますが、今説明にあったその寄附を受けなかった部分ですね、作業道入り口付近についてははまだ整理ができていないということで理解すればよろしいですか。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を林政部長に求めます。

林政部長 奈良村竜生君。

林政部長兼根尾総合支所長（奈良村竜生君）

はい、そのとおりでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

次に移ります。

この山林につきましては、寄附を受けたのが、今説明あったように平成16年でありますので丸9年が経過をしています。せっかく善意でいただいた山林であります、ここへ今日まで入ることもできず放置されている理由や原因についてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問を林政部長に求めます。

林政部長 奈良村竜生君。

林政部長兼根尾総合支所長（奈良村竜生君）

ただいまの長期にわたって市有林に入れなかった理由、原因は何かの御質問でございますけれども、さきの御質問でお答えいたしましたとおり、当該市有林の作業道の入り口部分が宇部興産株式会社の土地でございます。この中には個人所有の土地が含まれておりますことから、この市有林の調査に入りましたのは平成17年度及び18年度の2カ年でございまして、この2カ年につきましては、揖斐川町からの作業道を利用して行政界確認を終えております。平成19年度に、県道藤橋根尾線からの作業道を利用して境界確認を計画しておりましたが、作業道の一部地権者の同意が得られずに不執行となりました。

当該山林の寄附を受けた当時、作業道入り口には門扉が設けられておりまして、宇部興産株式会社の責任におきましてこの門扉の撤去を行い、同社が所有する作業道の使用を承諾する旨の書類が提出されておりましたが、門扉の撤去に時間を要し、さらにその後、橋梁の親柱にチェーンが設置される等によりまして作業道が利用できず、市有林への進入ができなかったものでございますので御理解をお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

整理をしますが、まずこの9年間やったことというのは、揖斐川町との境界確認をまずやったと。それから、その器具を除外した部分の作業道については、境界確認をやりようとしたが地権者の同意が得られずできなかったと。それからさらに、この門扉も宇部興産から使用承諾をいただいておりますので入っていこうとしたが、これも地権者の抵抗があってできなかったということによろしいですね。

議長（後藤壽太郎君）

林政部長 奈良村竜生君。

林政部長兼根尾総合支所長（奈良村竜生君）

言われるとおりでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

次に移ります。

初めに説明したとおり、豊富な資源に恵まれ、しかもこの一山で400ヘクタールという大変まとまった面積を有する山であります。奥地まで作業場もつけてあり、とても私は利用価値のある山とっております。新エネルギーの開発の可能性やCO₂の吸収量の増加など、環境面で貢献する施策、また木の中には地球環境に貢献するといった高い志を持って出資をする会社もふえてきているようであります。多方面からその可能性を探り、せっかくいただいたこの山林を大いに活用すべきであろうと、またこの活用することでそこに新たな雇用が生まれ、過疎地域の活性化にもつながるのではないのでしょうか。私はこんなことをこの山林に期待をしているわけであります。

今後この広大な山林を具体的にどうするのか、これは市長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、寄附を受けた山林を今後具体的にどうするのかというお尋ねでございます。

先ほど林政部長のほうから寄附を受けた経緯等々、そしてまた長年ずっと山に入れなかった理由等々御説明がございましたけれども、この山林は議員御指摘のように、それから今答弁をいたしましたように、市として特に具体的な利用目的、それから構想があって寄附を受けたものではないというふうに思っております。

この後、この山林の内容というのは、先ほどお話がございましたように大変広大な面積でございます。県の整備しております森林簿によりますと、総面積は山林、作業道の一部を含めまして409ヘ

クタール、そのうち杉、ヒノキを植えた人工林がおよそ2割あります。残りの8割ほどが広葉樹林といわゆる崩壊地というようなことをごさいます、この409ヘクタールをそのうちの人工林も含めまして、要するに9割ほどが水源涵養のための保安林というふうに指定をされております。

この山は、議員のお話しございましたようにもともと所有目的というのは、セメントの原料なる石灰石を採取するために購入されたというふうに聞き入っております、いろいろお話しございませけれども、山の木そのものに大きなその財産的な価値があるというふうには思っておりません、いわゆる杉、ヒノキという価値のあるものじゃなくて、いわゆる雑木林でございます。そういったことで山は今現在、水源涵養林、そしてまた保安林ということで今現在はあります。

寄附を受けた当時、この16年、17年に作業道の境界画定をやったりしておりますけれども、このときにこの土地には国、県等によります大規模林道の計画がございまして、そういったことも含めて境界確認等のために作業道の計画というのもあったようでございますけれども、現在国もそういう大規模林道から手を引き、そして今県の事業主になってきたということもございまして、この大規模林道の計画そのものが今現在中断をされておまして、我々としてはそういったこともありますし、また水源涵養の保安林ということもありますので、当分の間、水源涵養ための保安林ということで保全、管理というふうに努めてまいりたいと思っております。

それと同時に、お話がありましたように、本当に価値があるものなら私は個人的に思いますと、なかなかそう業者が寄附するというふうなことはない、そんな気持ちにはならないだろうというふうに思っております、やはり水源涵養ための保安林で寄附をされているというふうに思っております。

それと同時に、作業道も今現在なかなか地権者がまだまだ我々市のほうに来ておりませんので、今、作業道もまだ使えない状況でもございまして、またそういった中で市単独で作業道をやっていくというのには、ちょっといかになかなか山の管理、そしてどうしていこうかというようなことを考えた場合に、ちょっとまだちゅうちょする状況でもございまして、以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

非常に何か百戦錬磨らしい抽象的な言い回しでありました。ちょっとわからないところもあったんですが、確認しておきたいんですが、今の答弁を解釈しますと、とりあえず何もしないでほかっておくというようなふうで受け取ってよろしいですか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

今のところ、山を水源涵養の保安林ということで残して、とりあえずは管理をしていこうという

ふうな思いをいたしております。この山の価値も、やはり今あちこちで外国資本等々で山を買収されるというような動きも出てきておりますけれども、そういった乱開発、そしてまた水源としてのそういう利用について、いろいろな規制がこれからかけようとしているときでもございます。ちょうどこういうときに保有林としてこういうものがあるというのは、それなりの価値があるというふうに私思っております、やはり一番本巢市の奥の地のきれいなところで、山をしっかりと水源涵養のための保安林という形で保護しながらいい水、そして湧き水、川の水をいい形につくっていければいいというふうに思っております、ただ、先ほど答弁申し上げましたけれども、将来的には大規模林道、まだまだ計画は中断していますけれども、大規模林道の話なども計画は残っておりますので、こういったものがもし出てくれば、そのときにいろいろと、我々こちら側としても境界確認等々しなければなりませんので、その時点では開発ということもしっかりやっつけていかなきゃならないなというふうに思っております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

今の答弁を聞きますと、何もしないでこのままほかっておくということになりますと、この9年間、この森林へ入るために進めてきた作業道の境界確認や、そのために地権者と折衝してきたことなどとの整合性がとれないと思うんですが、また今問題となっております作業道を使用する、できるようにしなければこの山へは永遠に入ることもできません。そうなりますと、この山を寄附を受けたこと自体、行政として無責任なこととなってしまわないかとは思いますが、確かに私も今思うんですが、なぜ作業道を使用できるようになってから寄附を受けなかったのかという疑問は残ります。

しかしながら、それも引き継いだ我々にはその責務も当然あるわけでありまして、先ほど市長が説明しましたが、森林簿では人工林が2割あるということではありますが、この2割の人工林にも間伐が必要なかどうかということも、今の段階ではわからないわけでありまして、私が思いますに自治体が所有する山林というものは、森林整備あるいは山林活用のモデルとなるべきで、行政が山林を所有するということは、大きな責任を負わなければならないと思っております。さらに、現在の山へ入ることすらできない状況で、このままほかっていくのがいいのか、何か施策を講じたほうがいいのかという調査や判断もできません。私は、これからどうするこうするということは別にいたしまして、まずここに入るための唯一の手段でありますこの作業道を使用できるように努力をするべきであると思っておりますが、再度市長の答弁を願います。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

先ほど来申し上げておりますこの山は、先ほどからずっと申し上げておりますように水源涵養としての保安林、やはりどちらかという、今の状態を手をつけずにおいたほうが水源涵養、そしてまた保安林としても価値はがあると、そんなふうに思っております、作業道に入ってどうのこうのというのは、逆に言うとなをするために作業道に入ってやるのか、面積確定をすることが目的なのか、この後この山をどうこうしていくというのに必要なかどうかというのが、まだいまだにはっきり明確にはしてきておりませんで、その辺でちょっとこの場所に作業道の整備に着手するというのにちゅうちょしている状況でございます。

今現在、他の地域のところで市有林を毎年のように整備をいたしております、作業通もつくりながら、伐採をしながら、間伐をしながら、そしてまた大きくなった木を今切り出して材として出しておる状況でございます。森林で今までずっと人工林として管理してきている山につきましては、今現在着々と市有林をしっかりと管理しながら整備しておるわけでございますけれども、この山はどうしても大部分が広葉樹、またそして水源涵養のための保安林ということでございますので、これをどうするか、このものを今のほかの市有林とは大きく違いますので、ちょっと今判断に悩んでいるところでもございます。

ただ、先ほど来お話しございましたように、もともとが寄附を受けた経緯というのがはっきりもいたしません。そして、合併当初のときに確たる目的、構想をもって受けた土地でもございませんで、そういったことから現在に至っているんだらうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、最終的には市有林でございますので市が適正に管理をしながら、そしてまた崩壊、土砂崩れ等々、そしてまた住民の皆様にご迷惑をかけるような形の山に放置するということは毛頭考えておりませんので、その都度その都度、そういう状況を見ながら判断をして対応していかなきゃならないというふうに思っておりますけれども、今現時点ではなかなか作業道を入れて、何をやるかという目的がまだはっきりしない中での着手というのには、ちょっと再検討を要するというふうに思っております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

なかなか意見がかみ合いませんが、私が思うに、やっぱり先ほどから説明があったように、この山については、作業道も一緒に寄附を受けるということが前提であったわけでありまして、当然それがないとこの山に入ることもできませんので、そういったことを前提にしながら進めていた経緯がございます。その中で、いろんな条件があつて当初は除外したというようなことでありますので、この問題については、これから私もまたじっくり勉強してやっていきたいと思っておりますので終わらせていただきます。

2 番目、政権交代がもたらす本市への影響について質問を始めます。

昨年12月の衆議院総選挙において、295議席を獲得した自民党が大勝し、前回とは逆の形で政権

交代となり、自民、公明の連立与党で安倍政権が誕生いたしました。早速、金融緩和、財政出動、成長戦略から成る3本の矢、アベノミクスとして経済政策を打ち出しました。具体的には、2%以上のインフレ目標の改定、日銀による金融緩和の拡大、公共事業による需要追加というものであります。マーケットはすぐに反応いたしまして、日経平均株価の上昇と円安の動きが連動するなど、経済的にプラス効果が出ているようであります。

しかし、ガソリンなど一部の商品に値上がりが見られる中、先に物の値段が上がってしまい、その後、本当に自分たちの給料は回復するのだろうかといった心配や不安も広がっております。と同時に、2013年度政府予算案では、地方自治体の自主財源である地方交付税を6年ぶりに減額されました。

また、本市のような小さな自治体には直接関係はございませんが、都道府県と政令指定都市に配分している一括交付金を、選挙公約どおり廃止する方針を決めたとしております。この一括交付金については、当初から申請事務が煩雑、必要額が配分されず、裁量が発揮できないなど使い勝手が悪いといった課題はありましたが、そもそも自由に使える財源の拡充を望む自治体の意向に沿って創設された経緯があります。今回の地方交付税削減と一括交付金廃止は、地域主権、地方分権といった流れに逆行するのではないかと、そんな大きな期待と心配が交差する中、以下4点の質問に入ります。

まず1項目め、地域の元気臨時交付金について質問いたしますが、まず資料に目を移していただきたいと思っております。この交付金は、新政権が最も重要視する経済対策として平成24年度補正予算において創設したもので、正式名称は、地域経済活性化雇用創出臨時交付金という予算計上額1兆3,980億円の巨額な交付金であります。資料の2つ目にこのスキームがありますが、これを見て見るととても複雑なように見えますが、ごく簡単に要約いたしますと、まず交付額は地方負担額合計の8割程度で、財政力の弱い自治体は9割交付まで引き上げられるという大変地方負担の少ない有利なものであります。

2つ目の特徴といたしましては、複数の事業に置きかえが可能で、年度当初で事業量が確保できない場合は、基金に積み立て13、14年度にも活用することも可能なとても使い勝手のいい交付金であります。地域経済が停滞している地方にとっては、これをどううまく活用するかが大きな課題であります。この地域の元気臨時交付金について本市にかかわる具体的な内容や充当事業、また活用方法についてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、地域の元気臨時交付金の具体的な内容や市の充当事業、また活用方法につきましてお答えをさせていただきます。

地域の元気臨時交付金につきましては、議員御質問のとおり緊急経済対策として地域経済の活性

化、また雇用の創出を図るものということで交付されるものでございまして、地方公共団体への交付限度額は、今回、国の補正予算に計上された公共事業等の地方負担額に応じて算出されますが、財政力指数により調整が行われるということとなっております。

地域の元氣臨時交付金の充当対象といたしましては、各地方公共団体が策定する地域の元氣臨時交付金にかかる実施計画に掲載された事業のうち、地方単独事業の所要経費の地方負担分としておりまして、申請に基づいて交付限度額を上限として交付額が決定されるというものでございます。

本市におきましては、今議会におきまして御議決をいただきました一般会計補正予算の社会資本整備総合交付金事業及び防災安全交付金事業が対象になるものと考えておりますけれども、現時点では、交付限度額の算定基礎となる事業、また交付金の充当対象となる国の補助事業等の一覧についても国のほうから示されておりませんので、具体的に御説明できないのが現状でございます。

今後、執行のスケジュールといたしましては、国の補正予算による追加公共事業等の地方への補助金等の内示、交付決定が行われた後、4月以降に地域の元氣臨時交付金の交付限度額が提示されるということでございまして、それに基づいて市のほうで実施計画を策定いたしまして事業を実施していくという流れになっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

この有利な交付については、この積極的な活用を望むわけではありますが、詳細が整い次第対応すると、今後補正予算で対応するというふうに理解すればよろしいですか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

臨時交付金につきましては、額が決定されれば6月補正で計上させていただくということになると思います。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

次に移ります。

3項目めの質問に入る前にあえてここで質問しておきますが、さきにも触れましたが2013年度政府予算案では、地方交付税の配分額を前年度比4,000億円減の17兆1,000億としております。この交付税額が前年度を下回るのは6年ぶりであるということですが、まずこの減額における本市への影響についてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、平成25年度予算におきます地方交付税の減額が本市に及ぼす影響ということにつきまして、お答えを申し上げます。

まず、地方交付税の算出の基礎となります地方交付税法第7条に基づきます地方財政計画が、3月5日に国会へ提出されたということでございますが、内容を確認いたしますと地方交付税の総額につきましては、前年よりも3,921億円、2.2%の減額が見込まれております。

本市の普通交付税の算定に用いる基準財政需要額につきましては、公債費及び事業費補正を除いた分につきましては、推計参考伸び率が都道府県においては2.0%の減と、市町村におきましては0.5%の減というふうになる見込みとなっておりますことから、平成24年度の決算額に比べまして数千万円程度が減額になるということを見込んでおります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

次に移ります。

ただいまこの取り上げております地方交付税というものは、そもそも所得税や法人税など、5つの国税の一定割合を充てる地方固有の財源でございます。これは、自治体間の財政の不均衡を是正し、必要な財源を保障する役割もあります。その財源を絞って地方を縛るようなやり方は、この地方の自治や財政の面から問題があり、地方分権改革に逆行すると言わざるを得ません。

また、焦点だった地方公務員の給与削減につきましては、2013年度に限り7月から実施の臨時特例として8,504億円を減額するとし、国家公務員が震災、復興財源に充てるために削減していることに歩調を合わせるよう地方交付税を減額することによって、この地方の自治体を誘導するというわけでございます。

ただし、この削減と引きかえに地域元気づくり事業費が3,000億円、緊急防災減災事業費が4,550億円、国実施の国家防災事業の地方負担分973億円を新設して、合計8,523億円を地方財政計画へ計上するといったものであります。簡単に言いますと、給与を削減し、その分は地方の事業費に充てますよといった内容であります。これには2つの見方が成り立つと思います。

1つは、官僚天国に厳しい目を向けている国民感情から見て、復興財源のためにカットしている国家公務員に合わせるというのは、国公準拠の原則からしても妥当だという考え方、もう1つは、国が要請をすることはあり得るにしても、地方交付税の削減を通じて事実上強制するということは、筋が通らないという考え方です。そもそも地方交付税は、自治体の一部財源を保障するものであって、補助金ではありません。地方公務員の給与は、国公準拠という原則を踏まえながら、そ

それぞれの議会が自主的に条例で定めるものであり、さらに言うと、この平成の大合併からこの10年間、地方は相当数の職員数を削減してきた経緯がございます。このような内容である今回の地方交付税削減と地方公務員給与削減の要請について、市長の見解と本市の対応についてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、今回の政権交代がもたらす予算の影響、その中で地方公務員の給与の削減という問題につきましてお答えいたしたいと思います。

先ほど議員御質問をしておりましたので、御指摘のとおりでございますけれども、新年度の地方交付税におきましては、震災復興財源という名のもとに地方公務員の給与削減相当額ということで、約8,500億円の減額がなされることになっております。ただ、お話がありましたように、減額をいたしますけれども、その削減額を財源として新たに地方の防災、減災事業ですとか、地域の元気づくり事業という事業額を新たにつくりまして、そこに充てるということございまして、トータル的には交付税額が減るということにはならないわけでございますけれども、これはただこの給与削減をしなかった場合に、じゃあこれがそのとおりに充当されるかどうかということにつながっていくわけでございます。この辺もまだはっきりしてきておりませんので、その辺についての知見はちょっとやめさせていただきますけれども、ただ、こうした国から一方的に言われる給与削減につきましては、この議会の開会に当たって私も所信表明でも述べさせていただいておりますけども、先ほど議員お話しございましたように我々本巢市もそうですけれども、地方自治体というのは、これまでも一生懸命行財政改革に努めてまいりました。国を上回る総人件費、人員削減というのも行っております。この本巢市を初めとして大半の地方自治体は、今までも国の給与を下回る状況にございます。

ラスパイレス指数でいきますと私どもの市は92から93ぐらいの、国から言えば7%、8%低い指数でずっとやってまいっております。これは、今まで我々自治体が行革を一生懸命やってきて、そしてやった結果もあります。しかもこういう我々今までずっとやってきて、そしてなおかつ国を下回る人件費でやっておきながら、それを今回の給与削減というのは一方的に反映されない形で、しかも先ほど来お話しございますように地方固有の財源でございます。いわゆる地方交付税、これは法律でも率が決まっています、国の税金から地方へ回すものと決められている固有の地方の財源でございます。これを国の震災目的ということで、そういう目的のもとに我々の交付税に手をつけるというのは、本当に地方分権の流れ、それから地方の自立という面への取り組みに逆行する動きであります。大変理解に苦しむところでもございます。

ただ現在、これをやらなかった場合どうだ、そして他の市町はどうだということは、なかなか現時点で明らかになっておりません。そういったことから今後、全国市長会、県の市長会等々議論

を踏まえて、そしてまた、さまざまな角度から検討させていただいて適切な対応をしてまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、大変今回の一方的な国におけるやり方というのは大変理解に苦しむ、そんな気持ちを持っております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

7 月という期限が迫っておりますので、どこの首長さんとしても大変苦しい判断であろうとは思いますが、今回のこの地方公務員の給与を人質にとるようなやり方は、当然筋が通りませんし、地方分権にも逆行ということになりますので、今市長が言われましたように今後市長会などを通じて、やはり地方の声というものをしっかりと上げていただくことを願います。

最後、4 項目めに移ります。

冒頭にも申し上げましたように安倍新政権はデフレスパイラルからの脱却を掲げ、日本経済再生に向けた大胆な緊急経済対策に取りかかりました。補正予算において地方負担 8 割、事業転換が可能で 13、14 年度の費用にも転用ができる地方にとっては、まこと使い勝手のよい、この地域の元気臨時交付金を創設いたしました。このような国が積極的に取り組む大胆な経済対策に乗りおくれないう、どううまく活用し本市の経済活性へつなぐのか、地方行政の手腕が問われる大きな課題であります。

これにあわせまして、東日本大震災での原発事故が影響する電力不足に対して、節電と新エネルギーでどう対応するのか。また、いじめや体罰など新たに抱える教育問題、人口構造の変化で少子化と高齢化が同居する子育て、年金、医療、介護などの社会保障問題、これら現在の社会情勢に藤原市政はどう対応し、住民サービスの向上へ反映させるのか、これには大きな期待と重い責任が課せられております。本市の新年度予算及び新年度事業に当たっての重点事項や特徴についてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

新年度予算の編成方針、そして何を重点にしたかというお話は、新年度予算の所信表明のところでも述べさせていただきましたけれども、もう一度お触れをさせていただきたいというふうに思っております。

政権交代がございまして、国は経済の再生というのを最優先課題ということで取り組んでおられます。我々もこうした国の経済再生というのを最優先課題に掲げることから、我々もこれに呼応した政策、そしてまた予算を組み、そして実行していかなければならないというふうに思っ

おりまして、この功を奏してしっかりしたいいい経済再生になればというふうに私も切に願ってまいります。

そういった中で、新年度の市の取り組みでございますけれども、一般会計予算の総額というのは、前年並みの154億2,000万円というふうになっております。ただこれは、今回の国の補正予算を見ておりまして、先日御決定いただきました3月補正予算の中に既に5億5,000万円の建設事業費を計上させていただいております。これは、当初25年度予算にやるものを24年度の補正に持っていったというものでございまして、これを入れますと159億7,000万円ということで、対前年比で約2.2%の増額予算で新年度の予算編成をいたしております。

この159億7,000万円の内訳を申し上げますれば、消防費が約40%増の9億2,000万円、土木費が13.6%増の20億5,000万、教育費が約14.2%増の32億5,000万というようなことで、新年度の予算の重点といたしております、いわゆる防災対策、景気、雇用対策、教育、子育て環境の整備というものに対応する予算編成といたしております。

少し事業も申し上げさせていただければ、防災対策というのは、今回、防災行政無線の整備ですとか、伝達システムの新たな導入ですとか、防災備品の購入、また公共施設の耐震化工事ですとか、ソフト的には防災士の育成というようなことを防災対策では新たに取り組みをいたしておりますし、また景気対策というようなことで3月補正で計上したものに加えて、市道の新設改良事業ですとか、小・中学校の耐震化の事業、また排水路等の整備というようなことにも大幅に事業費を増額して景気雇用対策というのにも、国の予算に呼応して頑張っていこうということで、事業も実施していくことにいたしております。

また、そうした中で教育、子育て支援というのも、大変これから将来への投資につながります子育て支援でございます。これもしっかりとやっていかなければならないということで、教育設備の充実というようなことで電子黒板ですとか、情報機器の整備ですとか、こういったことを重点的にやっておりますし、また先ほど議員のお話しございましたように、いじめ対策というようなこともやろうということでいじめの未然防止、対策ということで満足度調査というようなことをやりながら、いじめへの対応をしていこう思っています。また、ことし完成いたしました本巣保育園、糸貫西幼稚園に引き続いて、糸貫東幼稚園の整備を新年度に着手していこうというようなこと、それからまた安全、安心面を確保するということから、保護者メールというようなことも新たにやるようなことをしながら、小・中学校と保育園等の整備ということも将来の投資につながる、こういったものにも重点的に予算を配分して編成したところでもございます。

いずれにいたしましても、この3つの大きな重点を打ち出しながら新年度取り組む、そしてまた将来に向かって頑張っていこうということで計上させていただいております。こうした重点施策に加えまして、所信表明の中でお話をさせていただきますけれども、3つの基本方針と6つの基本政策に基づく事業というのもあわせて実施していくことといたしております、これからもこうした取り組みを通じて、本巣市としても元気で笑顔あふれる本巣市づくりという、そしてまた住みよいまちに一生懸命取り組んでいきたいということで、今年度の予算編成をさせていただいていると

ころでもございます。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

今、新年度の予算事業について市長から御説明いただきましたが、1点につき再質問させていただきます。

東日本大震災から2年が経過をいたしました。福島原発事故を受け、再稼働された大飯原発3、4号機を除き、国内の原子力発電所は現在も停止された状況が続いております。あれほど電力不足が騒がれたのに、今節電に対しそれほどの苦もなく、電気が使用できることにいささかの疑問はございますが、節電と太陽光を主とする新エネルギーの推進に国を挙げて取り組んでいることに違いはございません。本市も太陽光発電に対する助成や公共施設への設置、一部では小水力発電にも予算的措置をし取り組んできましたし、民間企業でも工業団地や神海での大規模な太陽光発電施設も建設をされております。

また、夏季においては、庁舎内での節電の実施や緑のカーテン事業にも取り組み、市民へも節電への啓蒙活動をし、それこそ全市を挙げて電力不足に対する取り組みを進めてきました。そのような状況の中、新年度予算案には小・中学校の教室へのエアコン設置を目指し、合わせて2,100万円の予算が計上されております。一部の新聞には2014年度までに小・中学校にエアコンを配備するためとし、事業費も三、四億円見込んでいると報道をされております。

ちなみに、現在県内で設置をしているのは美濃加茂と各務原市だけであるそうです。このように、一方では電力不足に対する節電や新エネルギー事業をやっておきながら、もう一方では電力消費をふやす事業を展開する施策の矛盾さを感じております。市長の見解をお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

エアコンの設置について、いわゆる電力事業の拡大につながるということで、いわゆる節電とは逆行するのではないかと今お話しでもございますけれども、小・中学校の暑さ対策というのは、私も2期目の市長の公約の中にも、小・中学校の暑さ対策というのをやっていくということを基本政策の中で上げさせていただいておりまして、これをこの任期中にやっていくということでお約束をしている政策でもございます。

そういったことから新年度に、今までにも扇風機、そしてまたカーテン等々いろいろやってまいりましたけれども、なかなかいい結果、そして少しは効果が出ていますけれども、なかなか根本的な解決にはならない。そして、今子どもたちがちょうど6月、7月暑い、6月ごろの蒸し暑いときにやってきておるといようなこともありまして、そしてまた、既に御案内のように市内の保育園、

幼稚園等は、一つのところを除いて入っております。いわゆる保育園、幼稚園ではずっとエアコンの中でやってきたものが、小学校、中学校へ行きますと暑い中におる。これは、7月ごろから夏休みになるということもあって保育園等とは若干異なりますけれども、いずれにいたしましても、暑さは同じように感じる場所でもありますので、ぜひそういうことを前向きに考えていきたいということで今回上げさせていただきました。

そんな中で、電力事業の話もいろいろ出てきておりますけれども、前政権のころは今の原発等々も大変厳しい見方をいたしておりましたが、政権交代になりましてから、今後安全が確認されたら原発というのは順次稼働させていくという方針が新政権では打ち出しております、その安全確認云々というのは、この新たに7月から施行予定になっておりますけれども、原発の新安全基準というのが7月から施行されまして、原子力規制委員会がこの安全基準に基づいて安全審査をやって、そしてオーケーになったものは順次稼働させていくという方向になりつつございます。今年度の夏場の再稼働というのは時間的な問題から多分難しいと思いますが、来年度以降は幾つかの原発の再稼働というのが出てこようかというふうに思っております。

私どもの管内を所管しております中部電力は、余り原発依存度というのは低い形でございます。浜岡がございましてけれども、今浜岡はとまっていますけれども、原発依存度の低い電力会社でございます。周辺の全国の他の電力会社と比べますと、いわゆる節電というのも昨年もそうですけれども、ことしもそうですけれども、そんなに大きく節電というのもやられてない団体、電力会社の一つになってきております。いずれにいたしましても、ただ東京電力、東北電力等々は大変厳しい、よそのところは厳しい中で中電だけが別にいいというわけにはいきませんが、中部管内だけがそうやっていいじゃないかというわけにはいきませんが、電力事業というのはこれからじゅんじゅん、たんたんとして緩んでいくんじゃないだろうかというような見込みを持っております。

そういったことで我々としても、ぜひそういうことの中で私の約束でもございます小・中学校の暑さ対策というのをこれからも進めていきたいということで、前向きに取り組んでいこうというふうに思っております。

ただ、先ほど来お話にもございますように、太陽光発電というのを各家庭にも入れていただくようなことしながら、これは節電とはまた、やっぱりそうじゃなくて再生可能エネルギーをうまく使いながら地球に負荷をかけない、そしていわゆる地球環境問題との絡みもありますけれども、そういったことしながらこれからも市の施設、個人のうちだけじゃなくて市の施設にも順次太陽光発電を入れながらやっていきたいなと思っております。今、今回建設いたしました本巣保育園、それから糸貫西幼稚園全て太陽光発電をやらせていただいておりますし、また次に建てかえをする東幼稚園にも太陽光発電を入れさせていただいて、学校施設にも可能な限り再生利用可能なエネルギーを使いながら、そして電力に対する認識も深め、そしてまた地球環境問題への認識を高めるような形でこれからも取り組んでいきたいなというふうに思っております。いずれにいたしましても、新年度は調査をしながら、そしてまた国の今の電力の需要状況等見ながら、今後適切に判断してまいりたいというふうに思っております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

今市長から、市長自身の 2 期目の公約でもあるということで、あと原発の再稼働の見込み等も説明をうけましたが、市長にはこの後答弁は結構でありますので、私の思いだけ伝えます。

この学校施設の改善につきましては、保護者の強い要望を受けまして、平成19年に一般質問でこの扇風機の設置についてとやりましたが、子どもに我慢することを学ばせ、強くたくましく育むことも教育の責務である。本市においては、扇風機をすぐに設置しなければならない状況とまでは言えないとして、反対する行政を必死に説き伏せ、翌年から22年にかけて扇風機を設置していただいた経緯がございます。

たった今から三、四年程前のことでもあります。私が思いますに、それから急に扇風機では我慢できないほど温暖化が進んだとも考えられません。市長が今言われた、子どもたちのことを思う環境改善に対する気持ちはとてもありがたいことではありますが、今なお仮設住宅で暮らし、学校まで失った被災地、被災者のことを思うとエアコンまで完備された教室で学ぶことがとても恥ずかしく思えるのは私だけでしょうか。本巢市の子ども、メディアを通し被災地の現状を目にしております。この子どもたちの教育に本当に正しいことなのか、私は苦しい思いがいたします。

今回の予算はあくまで調査費でありますので、設置に当たっては今の社会情勢や震災復興の状況を見ながら適切に御判断していただくことを願い、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

〔 「議長」と呼ぶ者あり 〕

議長（後藤壽太郎君）

はい。

2 番（鰐本規之君）

ちょっと答弁の中に誤解を招くような、不穏当な発言がありましたので、暫時休憩をお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

暫時休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時09分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは再開をいたします。

続きまして、4 番 船渡洋子君の発言を許します。

4 番（船渡洋子君）

議長のお許しを得ましたので、通告に従って大きく2点質問をさせていただきます。

基本計画の中に、生きがいと安らぎのあるまちづくりというのを掲げておりますが、今般、厚生労働省は、昨年、認知症高齢者が305万人いるという推計を明らかにしました。65歳以上の10人に1人が認知症という時代が来たわけであります。認知症の問題は、これまで他人事のように思っていたのが、身近な家族や自分自身に起きる可能性があるということであります。

そこで、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアである認知症サポーター養成講座がどのような形で行われていますか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員の御意見のとおり認知症の高齢者は増加傾向にありまして、各種対応を必要とされております。

認知症サポーター養成講座につきましては、社会福祉協議会が中心となりまして、老人クラブや地域の触れ合いサロン、また女性の会等の集まりの場にキャラバンメイトが出向き、講師となりまして、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となっていたいただくための講座を行っています。現在のサポーターは169名でございます。

なお、キャラバンメイトとはということで、養成研修を受講修了した者で、市内に12名の方が登録をされております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

今、部長のほうからお答えいただきました養成講座を受けた方が、サポーターが169名、そしてキャラバンメイトが12名ということでありました。私の資料によりますと、キャラバンメイトの方が12名ですが、実際活動しているのは5名という、そんなふうなことを聞いております。

そして、本巣市は高齢化率が23.2%ということで約4人に1人が65歳以上という、そういった状況であります。そういう中でこのサポーターですが、65歳以上の担当高齢者といいますが、その割合を調べたところ、1人のサポーターに対して45.4人という、そんなデータが出ております。決して進んでいるとは言えない、そんな状況ではないかなというふうに思います。

そこで、熊本の八代市というところで、すごい認知症に対する地域ぐるみでサポーターをしているという、そんな事例があるので少し紹介をしたいと思います。

ここは、山間部で高齢化率は42%ということで、10人のうち約半分、4.5人が高齢者という、そ

んな地域性ではありますが、ここにお医者さんでこの認知症研究会というのを立ち上げて、そういったことをしっかりと進めておみえになるということです。

ここでは、認知症にかかわる多様な職種の方に入ってもらうという、今の研究会にいろんな人が入ってもらうということを決めて進めている。認知症というのは包括的なサポートが必要であるということで、そのような研究会は進めているということです。そして、認知症の予防、早期発見、治療、介護の充実のために関係機関の連携を図る、そういう今の研究会というのが発足をしたわけです。そして、今の認知症に対するいろんなサポーターといいますか、講座を早期発見につなげるために、まず民生委員を対象とした研究会というのも行っているということで、民生委員の方々というのは高齢者の安否確認だけでなく、認知症の可能性を疑うところまで一步踏み込んでかかわってもらいたいという、そのようなことから、そういったところの民生委員の方たちもサポーターになっていただいている。また、男性の介護者のみの会を開催してということを試みたそうです。これは、男性の介護者というのは大変真面目で追い込まれやすい傾向があるということで、男性介護者が虐待に至る、そういう場合がある。女性よりもむしろそういうことが多いということで、試みたところ、男性のみで開催したところ、男性ならではの本音も出るなど、有意義な会になったという、そんな結果が出ているとお聞きをしました。

それで、この研究会で言われていることは、行政を巻き込んで進んでいかないと、なかなか進まないという、そんな結果であります。そこでは、物忘れ手帳とか物忘れ受診手帳という、そういったものを作成して、この物忘れ相談手帳というのは、認知症のチェックシートや相談員のリストなどが掲載されているわけですが、それを全戸配付したということで、半分の人が高齢化というところと、4人に1人というその割合で、一緒にはならないとは思いますが、それほど地域ぐるみで高齢者の方に対するサポートということを考えているということです。

また、小・中・高の授業の一環で認知症サポーターを養成しているという、そんなことも行われています。まずは子どもたちからという取り組みであるということで、認知症を周知させるための課題がまだまだ山積みをしているが、そういった子どもに対して試みているという、そんな結果が出ております。

相談をする窓口の存在も知らずに、悩みを抱え込んでいる御家族も多くいる。多くの方に声をかけてもらうためにも、サポーター養成は大切な施策である。このようにこの熊本で全国でも先進的に進めてみえるところの事例ではありますが、そのようなあらゆる角度からそういったサポーターを養成していくという、そういうことに対して、ちょっとまだ本巢市はそういう意味では積極的に進めてはいないなという、そんな感じをしますが、部長のほう、どんなお考えでしょうか、答弁を伺います。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を健康福祉部長に求めます。

林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

今、議員のほうから熊本の先進地の事例等を今お聞きしまして、私どもも今、実際にはやっていることがあるわけなんです、これはまた後ほど質問の中でお答えさせていただきますが、全国的にいろんな事例等ございます。今後やっぱりそういったものを私どももいろいろと情報を得まして、また今後の取り組みに参考にしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

舩渡君。

4 番（舩渡洋子君）

積極的に進めていただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

健康に長生きしていけるようにという、長生きできるようにというのは誰もが願うことであります。そういう意味で認知症予防の取り組みをお尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの認知症予防の取り組みはということでございますが、社会福祉協議会へ介護予防事業を委託いたしまして、2次予防対象者の方々に健康体操であったりとか、体力能力測定、また脳のトレーニング、そして各種レクリエーション等を取り入れましたキラリ元気アップ教室を各地域で開催しております。

この24年度もことしの2月までにおのおの4地域で月に3回から4回、約35回ずつ開催をいたしまして、全体で延べ1,340人の高齢者の参加による教室を開催しております。

今後当教室の開催の継続とまた充実を図り、介護予防と認知症予防に努めていくところでございます。以上です。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

舩渡君。

4 番（舩渡洋子君）

ありがとうございました。

先日、文化協会の春の文化祭に参加させていただきましたが、本当に皆さんプロ顔負けというぐらいの趣味のいろんなものづくりとか、絵画とか、いろいろ写真とか展示をされていたわけですが、そういった文化といいますか、趣味といいますか、そういったことに力を注いでいくというのも、一つには認知症の予防につながるのではないかなというふうに思ひ、本当に感動してその文化祭を見させていただいたんですけど、そういったことにも力を入れていただきたいなあというふうに思ひます。

そして、予防をしても認知症になってしまった、そういった場合に、静岡のほうで行われているんですけれども、介護マークというのを発行しているわけです。介護していることが周囲の人に目でわかるよう、希望者に介護マークを配付している自治体があるということで、例えば男性トイレで夫の介助をされていて不審者と間違われたとか、介護する妻の下着を購入する際、変な目で見られたとか、認知症患者などを介護する人が介護中に公共のトイレを利用したり、買い物などをするとき、周りの人から見ると介護しているということがわかりにくいと、誤解や偏見を持たれることが少なくありません。認知症という方は見た目ではわかりませんので、そういった介護マークを発行するというので、こういった実情を踏まえて、静岡県では介護中であることを周囲に理解してもらおうと、介護の介という漢字を人が互いに支え合うイメージにして、その上、介護中の文字を手で優しく支えるデザインの介護マークを考案して2011年度4月から普及に努めています。全国で347の自治体に広がっているということでもあります。

こういった介護マークの利用者からは、異性のトイレに付き添って介護していても冷たい視線を浴びることが減った。また、女性の下着購入時にも定員から一声かけてもらえるようになったなど、感謝の声が寄せられていると聞いています。本市においてもこの介護マークの活用はどうか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの介護マークの普及につきましては、今後、県外の先進地の事例や近隣市町の状況を研究いたしまして、前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

舩渡君。

4番（舩渡洋子君）

多分、費用はそんなにかからないと思いますので、ぜひとも実現ができればいいなあというふうに思います。

そして、もしそういった介護マークを欲しいという方に配付する場合、その介護マークの認知といますか、ポスターとかチラシなどでやっぱり市民の方に周知を図ってもらおうということが大切ではないかなあというふうに思いますので、その点もあわせてお願いをしたいと思います。高齢社会への危機感を切実に受けとめながら、地域のためによりよい環境を実現していくよう、また今後とも前進していただけるように心から要望しまして、1点目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、アレルギー対策についてお尋ねをいたします。

東京都調布市の市立富士見台小学校で昨年の12月20日、チーズなどにアレルギーのある5年生の女子児童が給食を食べた後に死亡した事故が起こり、冬休みを前に大変残念なニュースが全国に流

れました。給食のおかわりを希望した際、担任の教師が誤ってチーズを使った料理を手渡していたことが明らかになっています。こうした悲劇を二度と繰り返さないためにも、徹底した検証と再発防止の構築が急がなければなりません。

食物アレルギーへの対応としては、アレルギーを引き起こす食材を除いた除去食を給食に提供する自治体がふえています。調布市でも女児児童のために除去食が用意されており、おかわりのときには担任教諭が除去食一覧表で確認する決まりでしたが、今回はそれが守られませんでした。チェックの甘さが悔やまれますが、担任教諭だけが確認する体制では人為的なミスが起こってしまうことを浮き彫りにしたとも言えます。本市の未来ある子どもたちが楽しいはずの学校給食でこのようなことが起きないためにもお尋ねをいたします。

まず、本市での食物アレルギーの児童の実態は、またこのような事故が起きないための取り組みはどのように行われていますか、教育長にお尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、食物アレルギーを持つ本巢市の児童・生徒の実態についてお答えをさせていただきます。

市内の園児、児童・生徒の中で何らかの食物アレルギーがございまして、学校給食において配慮をさせていただいている子どもの数でございますが、全部で209名でございます。これは、市内園児、そして小・中学生4,377名おりますけれども、その4.8%に当たります。この209名のうち保護者の御協力をいただきながら、代替食でございますが、これを準備していただいたり、弁当を持参している子も1人だけおりますけれども、特に配慮が必要な子どもの数でございますが34名、今年度でございますがでございます。

それで、特に配慮が必要な子どもへの対応につきましては、医師の御指導をもとにしながら保護者と相談させていただき、一人一人の実態に合った対応を進めているところでございます。

具体的には、全児童・生徒に配付する献立表に使用材料の一覧表を掲載すること、こういうことに加えまして、さらに詳細な加工食品の成分表を事前に配付いたしまして、保護者の方々には毎日の献立で使用する食材を確認いただいた上で、その日その日の対応につきまして学校と連絡、相談をいただくなどの御協力をいただいて、安全な給食の実施に努めているところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

本巢の給食では、その除去食というのは行われていないということですか。

教育長（白木裕治君）

そうでございます。

4 番（船渡洋子君）

例えば、仮にアナフィラキシーショックという今回のその事故ですけれども、そういったことが起きた場合に、その後の対応が重要になるということで、症状を緩和できる自己注射薬、エピペンを30分以内に打てるかどうかで生死が分かれるという、そういうふうに聞いているわけですが、今、子どもにかわって教師がエピペンを打つこともできるようになりました。

しかし、調布市の事例では、学校側が打つタイミングがおくれたということが指摘をされているわけですが、こういったそのエピペンの使用がためらわれないようにも、そのためにも教職員向けの使用講習会を積極的に開催するなど周知徹底していく必要があると思います。本市ではそういった重篤なアレルギーの子はいないというふうにお聞きをしていますが、これから先、いつどういうということもありますので、その点、どのように進めておみえかお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

エピペン使用の周知徹底ということで、今お話があったわけでございますけれども、命に影響いたしますような急激なアレルギーを引き起こす患者が携帯します注射器、この御説明をいただいたわけでございますが、このことにつきましては、4年前まで医師法の関係もございまして、患者本人には処方されていたわけでございますけれども、外部のほかの方がその人の緊急な様子を見て、その注射器を使用するということは、4年前まではやってはいけないことになっておりました。

しかしながら、3年前から文部科学省の通知によりまして、これは大もとは厚生労働省のほうでございますけれども、文部科学省のほうからも通知が生まれて、緊急のときにはそばにおります教職員が患者の子どもにかわって注射をすることができるようになったわけでございます。

市内の学校では、議員が今お話をされましたように、幸いにもでございますけれども、この3年間、エピペンを使用しなければならぬ重度のアレルギー症状を持つ子どもはおりませんでした。しかしながら、年度途中から、きょうの朝刊にも載っておりますんですが、県のほうではアナフィラキシーショック、大変重度の症状を呈する子どもたちが県内で99名という数も出ているわけでございますが、年度途中からの転入ということも想定して、毎年これまで3年間続けてでございますけれども、校長会、それから養護教諭部会、さらには保健主事会において、このエピペンの使用の留意事項、それから処置の仕方につきましての研修を行ってきておまして、各学校で確実に対応できるようにしているところでございます。以上でございます。

〔4 番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

私は、アレルギーがないものですから、アレルギーの大変さというか、そういったことがなかなか実感できないわけですが、たまたま知り合いがそばアレルギーで本当に、おそばを食べたわけじゃなくて、おそばを湯がいたのでうどんを湯がいて、それを食べて本当に死ぬ思いをしたという、そんなことをお聞きしました。本当にそういったアレルギーを持っている子にしてみれば、全然自分がどうもない子にしてみるとえっと言うような、そんな感覚ではないかなあというふうに思います。みんなでそういったアレルギーのある子たちを見守れるというか、そういった環境をつくっていくということも大事ではないかなあというふうに思います。

そういった食物アレルギーの子どもたちが年々増加の傾向にあります。今後とも子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、全力で取り組んでいただくことを要望して、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、5番 臼井悦子君の発言を許します。

5番（臼井悦子君）

それでは、時間、まだお昼少しありますので、議長のお許しをいただきまして、2項目につきまして質問をさせていただきます。いつも早口なのできょうはゆっくりと、おなかがすいていると思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、最初に古田織部展示館についての質問をさせていただきます。

質問理由といたしましては、展示館への入館者が年々減少している状況を考えまして、織部の文化を啓蒙する本来のこの施設の目的を考え、何らかの対策が必要と考えられますので、質問といたしました。

織部について少しお話をさせていただきたいと思います。

天文13年、今から1544年に美濃の国、現在の本巣市山口に生まれたと言われる古田織部は、安土桃山時代の茶人でもあります。平成6年には、旧本巣町において生誕450年という節目に郷土も先人の業績を顕彰して、県下の織部のゆかりの地を招き、織部を語るシンポジウムなどが開かれました。また、その年に織部の生涯の業績や精神を追求し、古田織部の記念誌が発刊されております。この本でございます。これは、その当時、本巣小学校の校長先生をされておりました丸山幸太郎先生が発刊されたということです。

古田織部の精神を学んで、当時は旧本巣町もオリベイズムということで一生懸命地域づくりに取り組んでまいりました。岐阜県においても、当時、前知事さんの力でオリベイズムということで、かなり岐阜県下では織部の文化を広く顕彰しておりました。平成12年10月に開設されました道の駅財団法人織部の里もとすは、古田織部生誕の地を生かし、産業の振興、市民の生活及び文化、並びに地域経済の発展、向上を目的に営業されております。

さて、その道の駅織部の里もとすに併設されております織部展示館は、古田織部の座像並びに織

部焼展示、また織部が仕えた3武将、信長、秀吉、家康の像、さらに茶室があり、そして焼き物の絵つけコーナーもあります。この展示館は、入館料大人300円、子ども100円となっております。開館当初は、記念品として小皿を入場者に無料で配られておりましたが、現在は入場料だけです。展示は、開館当初から現在まで模様がえもなく、その当時のままとなっております。展示館の内容は、古田織部についてわかりやすく小学生から大人まで親しめるものとなっております。

そこで、12年と5カ月、今後さらに古田織部展示館の設置目的であります、より多くの方にその業績を知っていただき、織部の文化を学び、市の文化発信の施設でもあります。また、観光資源でもある織部展示館の入館料の無料化について提案したいと思いますが、いかがでしょうか。教育委員会事務局長さんにお答えをお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

議員御質問の織部展示館につきましては、議員の御質問の中にもありましたように、平成12年に古田織部生誕の地として織部文化を発信するために建設され、合併前の本巢町時代からの観光資源として受け継がれてきた施設であります。建設当時は入館者も多くありましたが、近年は入館者も減少し、年間2,000人前後の入館となっております。

議員御指摘のとおり、織部文化を啓蒙する施設であることから、多くの方に御来館いただくことが重要と考え、今後は入館料の無料化に向けて、指定管理者である財団法人織部の里と協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

臼井君。

5番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

また、織部展示館につきましては、今後もさらに多くの他市から本巢市へ大変関心も多く、小学生や中学生がこの展示館で歴史の一端を学んでいただけるものと思います。本巢市には、北には淡墨桜、そして断層、さらに本巢では織部の館並びに道の駅、それから糸貫では柿の里、そして真正では真桑文楽と、大変貴重な文化がそれぞれに現在伝統として息づいております。そういった文化を観光としても多く皆様に見ていただき、そして本巢市のいいところを学んでいただきたいと思っております。市もそれでさらに活性化することと思っておりますので、本当に無料化への御理解をいただきまして、ありがとうございます。

2つ目の質問といたしましては、さらに市としまして展示館の利用活用についてでございます。

これにつきましては、事務局長さん並びに市長さんにお尋ねしたいと思っております。

最初に、昨年5月11日に市の観光協会の主催で織部展示館の中で織部顕彰茶会が開催されました。

また、「これからのまちづくりと織部の精神」と題して、織部研究家の多治見在住の久野治先生がこの同日に講演をしていただきました。こういった市民団体、あるいは市の観光協会などがこれからはそのような利用をしながら織部を顕彰したり、本巢の観光を生かして活動してくれると思いますが、そういったときにつきましては、市としましてどのような御協力、御支援をいただけるのか、お尋ねしたいと思います。

事務局長さん、よろしく申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

織部展示館の利用、活用につきましては、現在、織部展示館につきましては、織部の里もとの1施設として指定管理者である財団法人織部の里もとすが管理業務を行っておりますが、これからは観光協会への働きかけやこの指定管理者である財団法人織部と情報交換をしながらいろいろな活用を、またはその観光協会への支援等を検討してまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

臼井君。

5番（臼井悦子君）

ありがとうございます。これからもいろいろ展示館を利用した活用をお願いしたいと思います。

また一方では、展示館の利用活用につきまして、大変事務室が広く隣にあります。その展示館の中に入っただければわかりますが、最初に入り口がありまして、右側にちょっとした広い事務室があるんですが、現在は陶芸の絵つけなどに使用しておりますが、展示館内が無料となれば、その一部にも絵つけコーナーのスペースが十分あります。

そこで、利用活用としまして、事務室を市の観光協会というような形であれば、さらに道の駅の来訪者にとりましては、市の案内、観光などが広く理解でき、また市としましても観光の窓口として広く発信できるものと思われませんが、この件につきましては、市長さんにお尋ねしたいと思います。そういった市の観光協会、現在、糸貫の庁舎の2階にございますが、できれば道の駅、そして観光の拠点としまして、そちらのほうにという考えを提案させていただきたいんですが、よろしくお願いたします。市長さんにお答えいただきたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、古田織部展示館の運用とベストな利用方法についての御質問でございます。

先ほど来、事務局長のほうから御答弁させていただいておりますけれども、織部展示館、大変入

館者が少なくなってきました。それに対しまして、いわゆる維持管理費も高くなってきているということがありまして、これではせっかくつくった施設としての利用価値ももたないということもありまして、少し方法を何とか多くの方に来ていただける方法を考えていこうではないかということで、無料化も検討させていただくということで精査していく方向でありますけれども、そうした中であの場所が、ちょうど織部の里もとすというのは本当に大変にありがたいことだと思いますけれども、県内でも有数の道の駅ということでございます。本当に多くの方があそこを御活用いただいております。

そういったことで淡墨桜、根尾のほうに入る道中、また谷汲山へ行くちょうど入り口にも当たりますことから、本当に買い物客だけではなくて、多くの方があそこを通られるということでありまして、ちょうど本巢市の観光情報を発信するにも本当にいい場所でもあるかなというふうに思っております。

ただ、御提案がございましたのは、観光協会の事務所にどうだということにつきましては、私どもものほうの一存でどうのこうのできるわけではございません。やはり一番大もとでございます本巢市観光協会、そしてまた財団法人織部の里もとすですね、そういったところとも御意見をしっかりと聞きながら、そうやってできるのであれば、そういう方向で進めていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても観光協会、そしてまた織部の里もとすの御意見、これがまず大事でございますので、こういった御意見を伺いながら、拝聴しながら、今提案がございました事務所としての利用ということについては検討していきたいなというふうに思っております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

臼井君。

5 番（臼井悦子君）

今後、そのような観光協会並びに織部の里、そして市の行政の 3 者が連携をとられまして、本当に本巢市の観光拠点としまして、そのような事務所の移転ということも考えていただければ大変ありがたいかと思えます。

それでは、2 つ目の質問に入らせていただきます。

市職員の研修制度についてでございます。

質問の理由といたしましては、今後の厳しい経済状況にあって市の行政を活性化し、それぞれが知恵を出し、豊かなまちを構築するため、最初に現在の研修内容及び計画についてを企画部長にお尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、職員研修の制度の内容及び計画につきましてお答え申し上げます。

現在の職員研修につきましては、本巢市人材育成基本方針及び本巢市職員研修の基本方針に基づきまして、毎年度、職員研修計画を策定いたしまして各種研修を実施しております。

近年、社会経済情勢が大変不安定であるということに加えまして、少子・高齢化や高度情報化などに伴い、市民ニーズも非常に多種多様化しておるとい状況でございます。また、行革における公務員制度改革、地方分権化等の進展によりまして、地方行政自体も目まぐるしく変貌してきておりまして、それらに対応するため職員を育成していくというものといたしまして、職員研修を位置づけております。

今年度の職員研修につきましては、これらの基本方針、計画を踏まえまして、業務に必要な専門的能力向上を目的といたしまして、立川市にございます総務省自治大学校、また市町村職員中央研修所、県への実務研修等の派遣研修に加えまして、職務階層別に基礎的知識の習得、職務担当ごとの専門的な知識の習得のために、県の市町村研修センターや県の建設研究センターで行っております選択研修に職員が参加しているところでございます。

また、業務に必要な専門的能力を習得するだけでなく、柔軟な思考力の向上、また視野の拡大を図ることを目的といたしまして、本年度より始めましたもとす広域連合の大和園や障害者就労支援センターみつばでの福祉施設体験研修、またモレラ岐阜や市内の道の駅などでの民間企業等業務体験研修といたしまして、主任、主査、係長級職員10人を5日間で行っていただきましたが派遣し、研修を実施しており、今年度の職員の研修参加人数につきましては、延べ393人というふうになっております。以上でございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

臼井君。

5 番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

大変詳しくお知らせいただきまして、従来職員研修といひますと初任者、実務、法制度など、職員の各職務に義務づけられた研修などがありますが、職員がそれぞれの職務に要する知識、制度、社会情勢などを学ぶことは市の行政運営に極めて重要なことと思ひます。他の学識者や専門家の講座や実践市町の事例など、実務に合わせて今後学んでいかれ、よりよいまちづくりのリーダーとして育っていただきたいと思ひます。

そういう点でも、市町村職員の中央研修所までなど行われておりますが、2日から5日ほどの研修期間で学ぶセミナーは大変意義のあるものだと思ひます。私たち議員におきまして、セミナーへの参加は大変勉強になっております。そのようなセミナーの参加などにつきまして、また各市町との交流もござひます。今年度、393人の研修者が予定されていると思ひますが、その中で専門研修というのか、セミナー2日から5日ほどの研修期間で学ぶセミナーへの参加はどの程度ござひますか。それにつきまして質問させていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

24年度につきましては、県の研修センター等で実施しております研修に出しております。

例えば、市町村研修センターにおきましては、24年度におきましては102人の参加がございます。それから、先ほどの自治大におきましては、2カ月半の研修でございますが、こちらのほうへは職員1名が行っておりますし、また課長級につきましても自治大のほうへ20日ほどで1人受けております。2日から3日の研修といいましても、中央研修所のほうはそれぞれ6日から10日の研修でございますが、6名ほど研修を受けておるという状況でございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

臼井君。

5番（臼井悦子君）

大変職員の皆さんもお忙しい中、たくさんの日にちを研修に使うということは困難かと思われませんが、市長さんの所信表明にもありますように、人材の育成、元気なまちの担い手となる人材育成の一環として、職員の皆さんがまちづくりの重要なリーダーとしてそれぞれの力を発揮していただけるよう、温かくこの点の研修は推進してほしいと思っております。

また、2項目めの今後の取り組みという点につきましては、ただいまお答えいただきました研修内容につけ加えまして、さらに今までは多分6名というようなセミナーへの研修体制はなかったのかなと思います。それらが新しく取り組まれたものかということで理解しておりますが、その辺のところは今後どのような研修をさらに追加したり、また検討したりということを考えておりますか、この点につきまして最後にお聞きしたいと思っております。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

今後の取り組みといたしましては、行財政改革に伴い、職員が年々減少していくという一方、地方分権等によりまして、地方自治体として取り組むべき業務は大変ふえておるということでございまして、職員1人当たりの業務量は確実にふえていくということが見込まれております。こうした中で、高い能力と意欲を持って、人間的にもすぐれた職員をいかに育てていくということが今後大変重要になってくるというふうに考えております。

こうしたことから、今年度実施した事業等に加えまして、さらに職務遂行上、必要となるような基礎的な知識を習得するという一方で、職務遂行能力、地域に適した施策をつくり上げるような政策形成能力、また信頼関係を結ぶために必要な対人能力の向上を目指して、市町村中央研修所に積

極的に参加していただくとともに、法令実務講座、また固定資産税課税事務講座、自治体経営改革講座といった専門的な実務研修への派遣を初めといたしまして、国や県研修、また市長と副市長が講師として行う特別研修、また民間企業への派遣研修のさらなる充実を図ってきたいというふうに考えております。

また、新たに精神的な健康を管理するためのメンタルヘルス研修など、職員研修のさらなる充実を図ってきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

臼井君。

5 番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

地域にありましては、職員は行政のオーソリティーということで、本当に皆さんからいろんなことを質問され、また相談されると思います。そのためにも担当の職務のみならず、多くの知識をそれぞれが学ばれまして、本当に立派なまちづくりのリーダーとして育てていただきたいと思いますので、心から今後の研修についてもよき研修であるよう御検討されることをお祈りして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

ここで暫時休憩をいたします。再開を 1 時15分からにしたいと思いますので、御参集のほどよろしくお願いします。

午前11時59分 休憩

午後 1 時15分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは再開をいたします。

6 番 高田文一君の発言を許します。

6 番（高田文一君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づきましてお聞きをしたいと思います。

今回は、大きな項目で3つを質問の項目とさせていただいております。

1 番目、あるいは防災等につきましては、既に午前中議論がございましたので、なるべく重複しないようにお聞きしたいと思いますが、そうは言っても午後でございますので子守歌になるかもしれませんが、一通り資料を持ってきておりますのでお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最初の地方公務員の給与引き下げにつきましてもある議論がございました。この地方公務員の給与削減の議論は、民主党政権の2012年2月に国家公務員の給与を2013年度末の2年間に限定し、平均7.8%削減するという臨時特例法が成立したことは御存じのとおりだと思います。その特例法で

は、自治体に対して自主的かつ適切な対応というふうに要請をされていたところでございます、午前中にも市長が適切という言葉が使われましたのが、ここから来ているのかなあと、基本はお曲げにならないなあというふうに思いながら聞いておりました。

そういうことで、この地方公務員の給与水準は、民間企業の給与と比較しながら自治体が条例で定める。まして強制されたりできるものではないというふうに思っていますし、一方、安倍政権では発足直後から地方公務員の給与が国より高いとって問題にしておりました。しかし、先ほど市長、午前中にもおっしゃいましたように、全国の知事会やら市長会などが、地方六団体というんでしょうか、そういうところから引き下げを、そのことに対して地方に引き下げを強く迫ったことに対して、地方は国よりも行政改革をしているし、例えば給与とか人員削減も既にしてきたという反発を繰り返しながら、どうも最後は政権の方針に政治的にも押し切られるのではないかなあというふうに、わかっておりますけれども、そうも言いながら、最近の、特にきのうは春闘の回答が出ておまして、何年ぶり、何十年ぶりか知りませんが、大手の会社、大企業と申しましょうか、定昇は維持しながら一時金、ボーナスを満額回答してというのを大きく報道しておりました。

これからは、問題になる中小企業はどんなふうに回答されるのが一番重要視、あるいは注目されるところであります、中小企業の回答によっては本当に多くの社員といいますか、従業員といいますか、国民の皆さんが景気回復の大事な大事な懐を膨らませる、そんなことが実現しないとなかなか向かっていけないと思いますけれども、どうもそんな方向に向かいつつあるというような気がするわけでございます。そういう意味で、この地方公務員の給与については、そんなことを言うんやけれども、本巢市は市長がどういうふうにやったださるやろうということを改めてお聞きをしていきたいと思っています。

午前中にもおっしゃいましたように、所信表明でも市長はおっしゃっています。まさにそうかと思えます。地方分権や地方の自立が停滞しかねない。これまでの行財政改革に努め、国を上回る総人件費とか人員削減が行ってきたと。それは、大半の地方自治体は国の給与が下回っている状態であるというようなことをおっしゃっておりましたが、そういうことであろうかと思っておりますけれども、改めて2013年度の政府予算案では、国家公務員の給与を平均で7.8%削減すると決定し、地方公務員の給与も7月から引き下げを前提に、この削減相当分を地方交付税で削減するとしています。このように、国が地方をコントロールする手段として使うことは、地方自治や安定的な財政運用の面からも大きな問題であると思っております。

それで、1つ目でございますけれども、市としての考え方や方向性を改めて市長にお聞きをします。よろしくお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、地方公務員の給与引き下げについての御質問のお答えをいたしたいと思えます。

午前中の一般質問で黒田議員からお話がございます、そのときもお答えもいたしておりますし、また今議会の開会日の所信表明でも私の考え方を少しは述べさせていただいておりますので、基本的な方向は十分お気づきいただいているというふうに思っておりますけれども、またもう少しつけ加えますと、地方公務員の給与というのは、やはり民間の給与というのを参考にしながら、いわゆる国、県の人事院、または人事委員会が給与勧告をいたします。それを受けまして、我々市町村もそういう国、県の給与勧告というのを勘案して、それぞれの自治体が自主的に議会で議決いただいて決定をすべきものということで、従来ずっとそういうことを踏襲してまいりました。

しかし、今回の国の給与削減というのは、そういう法に基づいた給与勧告というものではなくて、今回、震災復興財源という名のもとに、今回政治判断ということでやられたというものでございまして、さかのぼれば、先ほど高田議員がお話ししておりますように、前政権のときの国家公務員の特例法で削減しているものにはあるわけですが、そのときに地方は自主的に、そのときも国のほうはやっぱりこういう地方公務員の給与というのは、そういう人事院、または人事委員会の勧告等々、そして民間の給与も見ながらやるという法的な手続になっていますので、そういったこともあって自主的にそういう考えで、そして適切にやってほしいということで強制はしなかったという経緯でございますけれども、今回はそれを確かに形の上ではなっておりますけれども、別に強制的にはやっておりますけれども、我々の固有の財源であります地方交付税の中でも、給与の削減をもう既に取り込んでいるということが今回は大きく違っているところでもございます。これはやはり地方の固有の財源であるその交付税に、そういった政治判断のものを入れてくるというのは、やっぱりいかなものかなという思いもいたしております、それは先ほど来ずっと午前中の黒田議員でもお答え申し上げましたように、今まで地方分権とか、地方の自立とかいうことをずっと国のほうは口を酸っぱくしているいろいろ言うておりました。我々地方もそういうことをずっと申し上げてきておりましたけど、そういう流れとは全然逆行する動きに今なってきたおるんじゃないかというふうに思っております、そういう点からも大変遺憾に思っておりますし、なかなか我々としては理解できない動きだというふうに思っております。

今回のこういう削減の分は、午前中の黒田議員のところでお話し申し上げましたように、基本的には交付税の需要額の中で振りかえも入っておりますので、給与削減されたものが新たな需要額ということで入っておりますので、本巢市へ来る、今のところ予定している交付税そのものはそんなに差はない。若干の端数の部分での減はありますけれども、トータル的にはほとんど影響がない格好で行われます。ただ、それが給与削減をやった場合の話でした。やらなかったら、じゃあどうなるかということは全然出ておりませんので、それが復活するのかわからないのかというのは全然まだわからない状態でございます。

いずれにいたしましても、県を含めて全国の地方自治体がみんなその部分で悩んでいるというふうに私は思っています。そういうことから、全国の全ての自治体に関係する問題でもございますので、今後、全国市長会、県市長会等の議論を踏まえて、本巢市としても適切な対応をしてまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、大変7月からという方向も出ておりま

す。そんなに時間も無い格好ではございますけれども、やはり全国のそれぞれの自治体に関係する問題でもございますので注意深く、そしてまた関係の団体でよく議論しながら、そしてまたその結果を踏まえながら、適切に対応してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6 番（高田文一君）

ありがとうございます。

そういう意味で全国の市長会とか、そういう組織を一つの力としていただくことではないかと思うんですが、たまたま 3 月 5 日の新聞、共同通信社のアンケートが出ておりまして、地方交付税削減への賛否と反対の理由を捉えた全国 47 都道府県と 20 の政令都市のアンケートに答えられたのはごらんになったと思いますけれども、この削減について、賛成する自治体は 1 県もなかった、ゼロということですね。それから、反対が全部で 47 都道府県と 20 でございますから六十幾つになるわけですが、反対が 56 人お見えになった。どちらとも言えないが 9、その他が 2、賛成はゼロということで、その大きな理由は、先ほど市長がおっしゃっているようなことございまして、さらにその東海北陸近県の 9 県にもそんな給与引き下げの予定はありますかという問いに対しても、ほとんどが今、市長がおっしゃられましたように検討中という回答でございます。

なかなかお上のおっしゃることに対して反発ができない姿がやっぱりあるんですね。お上という言葉が適切かどうかわかりませんが、そうであってはいけないので、先ほどからおっしゃっていますように、やっぱり地方分権とか云々ということという割には事実としてはなかなか実を結んでいかない。古田知事も新聞のコメントを見ますと、国が求めている地方公務員の給与削減はということに対して、国が決めたから地方もおやりなさいという地方は地方分権でしょうか。給与は地方の判断、手続で全て決まるものというふうに知事もおっしゃっていらして、今回の 25 年度の県の予算の中にも、今までずっとやってこられた地方財政改革アクションプランについても、今年度から職員の給与のカットは解除しながら、新年度には予算編成の中で組んでいるというような発表も出ておりました。

ぜひそういう意味で、市長さんも県にお勤めになっていて、知事さんともツーツーカーカーかどうかは別にいたしましても、お仲間の一端であったというふうに思いますので、力強く、もう少しお言葉をいただきたいと思うんですが、それで、過去の市長の所信表明、今年度はそう書いていなかったんですが、24 年度までを見ますと、厳しい財政状況での市政の推進は、全職員が知恵を出し、工夫を重ねて汗をかきという部分ということをずっとおっしゃっています。多分そうだと思うんですね。そういう原動力は職員の給与ではないかというふうに私は思うんです。

先ほど研修の質問、今ございましたように、お言葉の中で地方分権が進むにつれて仕事量もふえてくるというようなことも答弁の中でおっしゃっていましたが、ますます仕事がふえてくるし、もう地方分権に向かって進むのは間違いないと思いますが、そういうことで過去の本会議の議論の中

でも市長が給与改定の条例案だったと思いますけれども、国の方針はやっていく、しかし、市独自の待遇改善は、別にこうやっていくという2段構えで今後もやっていくというようなことをおっしゃっていますが、私もぜひ本巢市の独自で職員に対して、市の独自の待遇改善をこれからも切望するんですが、そのことについてお聞きをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

再度お答え申し上げますけれども、私は地方公務員の給与の改定というのは、先ほどお話し申し上げましたように、民間の給与を参考にしながら、そして決定、採用するような人事院の勧告、または人事委員会の勧告というのがこれまでも構成されておりますので、今まででもそれに基づいて本巢市の給与勧告等を改定等実施してまいりました。

基本的な考え方は、やはりその辺には何も変更はありません。ただ、今回の削減はそういったものに基づいていないものですから、お話を申し上げているということでございます。政治判断でやっているということを申し上げているのでございまして、これからも給与改定というのは、やはり国の勧告、またはそれから県の人事委員会の勧告等を参考にしながら、議会で議決いただいて給与改定していくという方向に進めていきたいと思っています。

それと職員の給与の改善というのは、別の問題でございまして、私、市長になりましたから、職員も一生懸命やっていただいているということで、それぞれポストに応じて、志望に応じてやはり給与をしっかりと見ていくということも必要だろうということで、それぞれの改善をしてまいりまして、ずうっとラスが毎年少しずつ少しずつ今上がってきております。それでも93%台ですから、国が100とした場合にはまだまだ7ポイント近い、まだ低い給与の水準でございます。これからも少しずつそういうのも参考にしながら、給与の改善というのをやっていきたいというふうに思っております。今回の給与引き下げのものとは全然別に、個々の個人の給与の改善、制度を含めた改正後の改定も含めて取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

ありがとうございます。

職員の条例定数から今年度の予算の人数を比較しても、既に定数が324でございますが、24年度を見ても287でございましたから、既に37名の職員の減となっておりますので、ぜひ今おっしゃっていただいた個人の改善をやっぱり尊重していただきながら、少しずつラスパイレスを上げていくという方向ではないかと思っておりますので、この点については再度お願いをしたいと思っております。

2つ目の地方交付税の削減額でございますけれども、ちょっとこれも黒田議員の質問に重複して

しまうんですが、25年度の国の予算、先ほども触れられておりますけれども、地方交付税は12年度比の3,921億円の減の17兆624億円、一方地方税と地方譲与税につきましては、逆でございまして4,461億円のプラスである。こう書いておられるんですが、それで、とりわけ大きく削減を求めているのは、何度も何度も言っていますように地方公務員の給与の削減でございまして、これが8,504億円を目標にしているというふうに新年度予算の内訳が発表されておりますけれども、それで本巢市は、この地方交付税のこうなった場合にはどのぐらいの削減額になるのか、試算ができていたらちょっと教えていただきたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、地方交付税の削減額につきましてお答え申し上げます。

3月5日に国会へ提出されました平成25年度の地方財政計画によりますと、地方公務員給与費削減額といたしまして約8,500億円の減額が見込まれておるところでございます。

議員御質問の本市への地方交付税における影響額につきましては、総務省の示す簡易な試算方法によりますと、平成24年度総需要額の1.2%程度の減額が生じるというふうにされております。本市におきましては、約1億1,700万円程度が減額されるという見込みとなっております。しかし、新たに歳出特別枠といたしまして、地域活性化事業に充てる地域の元気づくり事業費と緊急防災・減災事業債が新設されまして、本市におきましては1億500万円程度が基準財政需要額に追加されるという見込みとなっております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

数字でございますので、ありがとうございました。再質問はやめたいと思います。

それじゃあ大きな2つ目でございますけれども、本巢市地域防災計画などの作成についてお聞きをしたいと思います。

3月11日を前後にいたしまして、大震災のその後の状況であったり、連日の状態を映像やらラジオやら新聞でずうっと報道しておりましたが、いまだにやっぱり復興が進んでいないなど、逆に多くの被災をされた御本人やら家族やら地域の人たちのそういう生活の実態を見ますと、本当に我が身につまされる思いでございます。

それは、確かに想定外の想定という言葉があったかもしれませんが、こんなに原発の事故の問題も含めて全国的にも社会的にもそうでございますけれども、私たちがショックを受け、そのことを大きな犠牲、とうとい犠牲のもとに何とかしなきゃいけない、そうしなきゃいけないという気持ちを改めてこぼしているところでございます。

それで、地域防災計画につきましては、24年度の予算に計上されておりますし、着々と進められております。1年が終わるわけでございますが、この1年が終わる事情につきましては、個々にまたお聞きしますと色々な事情がありまして、私もそうだと思いますが、早く市民の皆さんには情報を、何と言っても今テレビとか新聞がぱっとう情報を流します。犠牲者が何千何百人とか、倒壊が何万人とかそういう情報がはっと流れますと、本当に私が住んでいる本巢市はどんなのかなという疑問を持つのは皆さんだと思います。ですから、なるべく早くその何百ページの防災計画がもしも来ませんが、早く情報の伝達ができる方法がないかなあというふうに思っているの、その幾つかに本当はもっとたくさんの情報や提供が来ていますね、御存じのように国から県から原子力委員会とか、他の機関とか、委員会がどんどん情報を流してきますので、そのことについてなかなか表現にして計画するには困難だと思いますけど、私は早く市民に知ってほしい、そして市民はよく言われますように、自分たちの命は自分で守るという自助、そして自主防災組織がありますので共助、そういうものが本当に自分たちのものにして、認識を新たにして、自分たちの住んでいる地域、あるいは家族、自分がどうしようということをますます認識を高めていただくことがこの災害、あるいは減災、あるいは事前に予防する、こういうことができるのではないかとこのように思っていますので、一つ聞いていきたいと思いますが、1つ目は南海トラフ地震が東日本大震災と同じようにM9の地震が発生した場合、そういう場合の防災計画の中にはどのように位置づけられているのか、あるいは計画をされているのかお聞きをします。

それで、今回の南海トラフ地震が東日本大震災と同じような場合に、今回の被害想定は研究者でつくっている有識者会議が政府から想定外の想定と要請されまして、現段階で考えられる可能性を取り入れ、東日本大震災を大きく上回る日本史上空前の災害が起きる可能性はどうかということ、今回指定されたので、想定外の想定ということで報道されたわけです。先ほど言いましたように、関東以西の30都道府県で最大32万3,000人の犠牲者、そして8,200棟が全壊をする。本巢市は6弱というふうに言われているんですが、このことについて計画の中にどのように今計画されているのか、進んでいるのかも含めてお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、地域防災計画におけます南海トラフ地震想定に伴う対応ということでございますが、東日本大震災が発生しましてから既に2年が経過しまして、発生日の3月11日、今週の初めでしたが、震災を忘れまいということであるような行事が行われたところでございます。この南海トラフ地震想定につきましては、平成24年8月に国が、それから本年2月には県が地震被害想定調査の公表を行っておるところでございます。

岐阜県における具体的な巨大地震発生時の甚大な被害が明らかに、これによってなったところでございます。市におきましては、こうした国や県の想定結果を踏まえまして、現在、地域防災計画

の改定作業を進めているところでございます。紀伊半島沖を震源といたします南海トラフ地震想定に関しましては、本巢市も最大震度6弱ということで影響が大きく、事前の対応策も必要であるということを考えておきまして、また本巢市におきまして影響のある地震、ほかにもございますが、こういったものも含めまして、被害想定に取り入れるところでございます。この被害想定に対応した予防対策とか災害応急対策につきましても、現在、地域防災計画の中に盛り込んで作業を進めているところでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

計画の中に取り込まれているということでございますので、それでは次の原子力災害の関係で、こういうことは、今計画の中でどのように踏まえているのかお聞きしたいと思うんですが、原子力規制委員会は、10月31日に原子力災害に対する重点区域を原発から30キロ圏に拡大する災害対策指針を決めました。

この指針は、今後、原発事故時の避難方法などを定める自治体の地域防災計画の策定に活用してほしいということをおっしゃいますし、たまたま30キロ圏内というのが新聞で報道されて皆さん御存じだと思いますけれども、敦賀原発と美浜原発の30キロ圏内は、実は揖斐川町が含まれるんですが、またこの揖斐川町の当該区域は、藤橋と坂内地域の一部というふうに発表されておきまして、現在、その発表の時点ではお住みになっている方はいなかったということです。

ですから、その後、本年に入りまして、3月になってから30キロ圏外も対策強化をするという岐阜県が発表いたしました。それが25の市町を中心にして発表したわけですね。敦賀原発の重大事故に備える独自の対策強化区域を定める方針を決めまして、その中には実は2市と23の市町の中に本巢市が含まれているというふうに発表されました。確かに岐阜県がそう発表しながらも、岐阜県は最終的には18日に県の防災会議を開会されて、そこで防災計画を見直すというような発表していますが、こういうことも受けて、本巢市は原発のことにつきましては、先ほど何度も言っていますけど、いろんな情報提供がございまして、大変難しいことがいっぱいあるんですが、しかし一番怖いですよ。福島原発のことを思いますと非常に怖い。お隣にございますので、非常に怖いという印象が市民に皆さんがお持ちだと思いますけれども、今どのように計画の中に取り入れられているのかお聞きしたいんです。24年度の予算の中に原子力に関する項目も計画に発表するというのがきちっとうたっておられるので、どのように今取り入れられておりますか、お聞きします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、これも地域防災計画における原子力対策ということでの御質問でございます。

地域防災計画におけます原子力への災害の対策でございますが、まず国におきましては、平成24年9月に原子力規制委員会を発足させております。そして、その中で原子力災害対策指針が示されました。また、本年2月でございますけれども、避難、屋内退避の基準が追加されるなど原子力防災対策が徐々に具体化されているところでございます。

また県におきましては、平成24年9月に県での独自の放射性物質の拡散シミュレーション結果の公表が行われたところでございます。そうしたことから、安定ヨウ素剤の整備等も順次進められているということになっております。今後、地域防災計画の修正において、今まで一般対策計画の一部として位置づけられていたものが原子力災害対策計画ということで、県としては分冊化して記載を充実させるというふうに計画を進められているというふうに聞いております。

本県市におきましても、現在、地域防災計画の改定作業を進めているところでございますが、本年1月30日に国で示されました原子力対策指針の改定原案によりますと、原子力の災害対策重点地域、それから緊急被曝医療体制の整備水準、安定ヨウ素剤の投与の判断基準や配付方法など、こういった項目につきまして、まだ不明瞭な部分が多くございまして、また県の地域防災計画の修正につきましても先ほど議員申されたとおり、この3月18日の防災会議において決定されるというふうに伺っております。こうしたことから、国、県の動向を市の今回の防災計画に盛り込むことは日程的に大変厳しいというふうに判断をしております。私どもの防災計画におけます原子力災害対策の項目につきましては、今後、国や県の動向ですね、発表されるものを踏まえまして、順次作成を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

やっぱり私どもが心配しているように、次から次といろんなデータ、重要なデータが来るので、これをまとめるというのは難しいと思います。先ほど県の分冊化というようなことをおっしゃっていましたが、何かいい方法でお知らせできることがいいかなと思っております。市民全体の皆さんにお配りするものと、例えば自主防災組織のリーダーにお配りしてほしいこととか、あるいは学校とか公共施設、まずは知らせるとか、いろんな考え方があるかと思いますが、くどいようですが、なるべく早く中身の濃いものをお知らせしていただけるとありがたいと思います。

時間がなくなりましたので、次の3つ目でございますが、それでは、これもまた最近発表がございまして、岐阜県に4つの断層があるわけございまして、飛騨のほうにやや東西に2つと、東濃のほうにやや南部に1つと、今回、私がお聞きするのは、養老山地の東側に発達する約57キロの断層帯があるんですね。それを養老、桑名、四日市とって、今回また発表したわけございまして、これもまたこの発表を見たときにはびっくりをしたんですが、県内では内陸型地震で、南海トラフ巨大地震よりも大きな被害が出ると予想をしたと、これは岐阜県が予想したんですが、この独自想定の結果は県が3月末までに県地域防災計画を出して対策強化を、これは先ほど言った県の防災計

画のことだと思いますが、予想される最大震度は、本巢市で6強というふうに発表されています。これもまた県内の被害想定が全壊が6,800棟で、死者が何と3,100人は出るのではないかというふうに報道されております。

そんなことで、この報道を受けて防災計画の中にはどのように位置づけられておりますか、お聞きをしたいと思えます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

今度は、養老、桑名、四日市断層帯の地震、こちらの発生ということでございますが、先ほども答弁申し上げましたように、国や県の被害想定調査、こうした結果を受けまして、現在私ども防災計画の改定作業を進めているところでございます。

今、議員がおっしゃったのは県の想定します4つの内陸型地震、阿寺断層とそれから跡津川断層地震、それと養老、桑名、四日市断層帯地震、それと先ほど御答弁申し上げました南海トラフ巨大地震、この4つでございますけれども、この養老、桑名、四日市断層帯地震は最大震度が6強と、本巢市が特に大きな影響を受けるというふうに考えておられます。

それで、先ほどの南海トラフ巨大地震と同じく事前の対応策が必要であると、この考えは同じでございますので、こうしたことを想定しまして、現在、防災計画の中に予防対策ですとか応急対策、こういったものも盛り込んでいるところでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

これは盛り込んでいただいているようでございます。何か私、市民に知らせる方法ばかりくどく言っていますが、やっぱり市民が知りたいことがいっぱいあるので、広報なんかはどうなんですか、連載で防災、減災コーナーとかいうのを設けて毎回出させていただくような方法があったらまた御検討いただきたいと思えます。

じゃあ4つ目に移りたいと思えます。

4つ目につきましては、洪水ハザードマップと地震防災マップなんですが、私は過去に出していただいた、これが洪水ハザードマップですね。私のメモでいきますと平成18年、それから地震防災マップ保存版が平成20年、これちゃんとこんなのをいただいて、ここには広報とこの2つのマップを入れて保管してください、いつでもわかるようにというふうにお配りいただいたのが、これ。僕もこれを想定して、これを新しく改定をされると予算にもありましたので、防災マップというのが、この2つをまた改めて情報がいろいろ変わってきていますので、これをつくれるということを念頭に置いてお尋ねをしておりますので、ちょっとピントが外れていたらごめんなさい。

もう一つ、これが岐阜県が土砂災害防止法に基づいた土砂災害警戒区域というのを市民説明会で使われたのが平成22年の1月のを持っていますね。ここにも土砂災害の警戒区域とか図面に落としていただいておりますので、こういうことも含めて、そういうマップがつくられておるといふふうに思ってお聞きをしますので間違っていたらごめんなさい。違っているよと言ってください。

それで、どうしてもこのマップの中に見ますと、土砂流域と警戒区域というのが現在の洪水ハザードマップに図示されていますので、岐阜県が次から次へとやっぱり土砂災害警戒区域の指定を発表していますので、こんなことは計画の中に取り入れられているのかも含めてお聞きしたいと思います。

24年1月に、岐阜県が土砂災害警戒区域指定に基づいた地すべりの危険箇所の8カ所の調査をするということを発表しております。これは住宅のわかるところで、住民の皆さんに周知できるように図面に落としていくという計画でございます。その後24年5月には、土砂災害防止法に基づいた土砂災害警戒区域を指定して、そしてハザードマップを住民に配付することを義務づけると岐阜県が言っているんですね。土砂災害の警戒区域指定状況を見ますと、2011年の末でございますけれども、本巣市の指定済み箇所は279カ所、新たに指定対象をする箇所が337カ所あるということでございます。指定図は82.8%ですが、こんなことを発表しますので、これらも含めて今どの程度進んでいるのか、あるいは作成をされるのか、まとめてお聞きをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、洪水ハザードマップと地震防災マップの作成予定はというお尋ねでございます。

洪水ハザードマップにつきましては、昨年度、糸貫、真正地域のマップを作成し、これは既に配付させていただいております。それから、地震防災マップにつきましては、平成20年3月に作成し、これも当然平成20年ですから各世帯に配付を済ませていただいているところでございます。

今年度につきましては、本巣、地根尾地域の土砂災害ハザードマップですね、こちらを作成し配付しようということで、現在作業を進めているところでございます。

現在、この防災関係のマップにつきましては、既存の洪水ハザードマップ、地震防災マップ、それから、今申し上げました土砂災害ハザードマップと複数のマップが存在するということになりますので、今後は市民の方へマップの提供方法をまた今後検討していきたいと、場合によっては必要な見直しもその中に取り込んで入れていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

それで、僕さっき言いましたように、こういうわかりやすいマップの作成予定ということを理解していいですか。

議長（後藤壽太郎君）

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

洪水ハザードマップは、確かに今お手持ちの大きさのもので、これで、真正、糸貫地域ということでお配りさせていただいております。

それから、洪水ハザードマップにつきましては、今考えておりますのは、ほとんど形はできておりますが、自治体単位ぐらいで、二つ、三つ自治会が一緒になる場合もございますが、割と縮尺の大きいものでわかりやすくということで作成を今進めているところでございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6 番（高田文一君）

わかりやすくしていただくのが一番いいかと思っておりますので、ぜひまたこれも早目につくっていただけるように要望したいと思います。

最後になりましたが、ぎふ清流大会の機運を継続することについてをお聞きしたいと思います。

ぎふ清流大会につきましては目的がありまして、スポーツを楽しみ、体験をしながら、国民の皆さんには障害に対する理解を深め、そして障害のある方が社会参加をすることが大きな目的の一つであったと思っておりますし、障害者計画の中にもそのことがうたっております。

その中のアンケートの中にも、スポーツや娯楽やレジャーを活動したいというふうに望んでおられる方が多く見えますので、ぜひこのことを本巣市独自のものでいいんですが、社会参加あるいは市民の皆様に障害者の皆さんの実態を理解してもらうためにも、スポーツ大会を進めるような計画はあるのかなのか、お聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、スポーツを通じて障害のある人の社会参加を進めていくことは重要な施策であるというふうに考えております。

市では、本巣市障害福祉計画に社会参加促進事業としまして位置づけておるわけでございますが、自動車運転免許取得事業、それとかスポーツ・レクリエーション開催事業、また精神障害者サロン事業などを進めております。その中でも市独自の事業としまして、障害者福祉運動会を社会福祉協議会に委託しまして実施をしております。

また、障害者福祉協会などの団体を通じまして、岐阜地区身体障害者体育大会や岐阜県障害者スポーツ大会など、市外で開催される大会への参加についても支援をしております。今後も清流大会の機運により参加意欲が高まったことを継続するためにも、各種大会などにより多くの方が参加しやすい環境づくりに努めてまいります。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6 番（高田文一君）

今、いろいろな大会に参加をしていただくようなことを進めていきたいということで、最後に環境づくりをいろいろ各種大会どうのこうの、環境づくりにも努めていきたいというふうに答弁いただき、環境づくりというのは具体的にはどんなことを今考えておられるのか。何か大会の中へ障害者の方が参加できるようなことなのか、何かイベントの中にそういう障害者の方の特別なものをつくるか、何か特別なお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

環境づくりという、今議員がおっしゃいましたように、特にスポーツの大会に参加をするに当たりまして、やっぱり各大会の中でいろんな障害者の方が参加できるようなプログラムの構成であったりとか、そういったところを含めまして環境づくりをしていきたいと考えております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6 番（高田文一君）

それじゃあ最後に、もう時間がありませんので、岐阜県が25年度の予算を発表して、その中をちょっと見ておりましたら、ぎふ清流大会や障害者スポーツへの関心や参加、意欲を高めるために新しい補助制度をつくったというような発表があったんですね。そういう支援やら教室やら初心者対象の教室ですね、あるいは既存のスポーツ団体、サークルなどに限度額で20万円を補充するというようなことを新年度予算の中に発表していたんですが、このことを御存じなのか、御存じであれば、まだ県議会をやっていますので決まっておりますからわかりませんが、御存じかどうか、承知してみえるかどうかだけお聞きして終わりたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

ただいま議員の御意見は、障害者スポーツ振興事業補助金ではないかと思いますが、これにつきましては、3月4日に開催がありました障害者福祉担当者会議に、資料の中でスポーツを通じた障害者の社会参加の促進を図るための新規事業が3つほどありました。その中の一つが障害者スポーツ普及促進事業といいまして、障害者スポーツ団体等の競技会とか練習等の活動を支援するということと障害者スポーツ大会に参加する機会の拡大を図るという目的で、20万円を上限に県のスポーツ協会を通じた間接補助金というようなものが実際に計上をされているようでございます。

今後、詳細がまたわかりましたら今後検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

時間いっぱいいただきましてありがとうございます。

それに適切なる回答をたくさんいただきました。ありがとうございました。

私の質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

暫時休憩をします。20分まで、ちょっとだけ休憩します。

午後2時07分 休憩

午後2時21分 再開

議長（後藤壽太郎君）

再開をします。

7番 高橋勝美議員の発言を許します。

7番（高橋勝美君）

きょうの私、最後の質問者になるかもわかりませんが、議長のお許しを得まして通告に従いまして質問させていただきます。

先ほどは、高田議員が原子力発電の災害に対する防災計画の見直しということで質問を一部されましたが、ダブったところがあるかと思いますが、私なりの質問をまたさせていただきたいものですから、よろしくお願いたします。

私は、原発の災害対策と空間放射線量をはかる簡易サーベイメーターの測定器についてということで質問させてもらいたいと思います。

昨年3月3日に福井の美浜原発の近くの水晶浜で風船を1,000個飛ばして調べられたということで、当本県市にはデータがあるというか、チラシをつくって活動されている方がお見えになるわけですが、これは天候の不順なときもありますけれども、去年の3月3日でございますが、水晶浜というところから、今の美浜原発の近くから風船を1,000個飛ばされまして調査をされた結

果でございますが、3日の10時に気温が10.1度、風向きが北で風速が6メートルのときに飛ばしたということで、その風船が本巢市内に、この3日の14時30分に郡府に1個とそれから翌日の4日に本巢市の政田のほうへ1個と、それから4日目の7日に郡府へまた1個落ちたということで、伊吹山の南のほうから風が回ってくるというようなことで、ここへ落ちておるということでございまして、こういふことで原子力発電所の災害が起きると、ふるさと岐阜が23分でなくなりますよというようなテーマでこれを出されておりますものですから、それもありまして、私もちょっと今回質問させていただくことにしました。

それで新政権になりまして、安倍内閣政権になりましてから、安倍総理が原発の政策は維持推進を進めると、再稼働を始めるということで、先般の日米首脳会議の中でオバマ大統領に民主党政権が打ち出した2030年代に原発稼働ゼロという戦略を見直してやったやつを、原発を維持する方針をオバマ大統領に伝えられたということでございます。

それで、そのようなことで政権交代しまして、原発は稼働するというようなことになるわけでございますが、アベノミクスで円安になり、電力会社も化石燃料の値上げにより、コストの安い原発の再稼働を考えておられますし、国が原子力災害対策重点地域を目安とした原発から30キロ圏内の倍の60キロから70キロ離れた市町でも比較的高い被曝線量が予想されるということでございまして、先ほどもちょっとお話が出ていましたが、岐阜県も原発事故を想定した放射線物質拡散シミュレーションを24年11月に公表されています。県の放射性物質拡散シミュレーションによりますと、敦賀原発で福島第一原発事故と同規模の事故が起きた場合は、地方に沈着した放射性セシウムなどによる外部被曝線量が、国が1カ月以内の避難が必要な計画的な区域を目安とした年間20ミリシーベルト以上となる。範囲が先ほどもちょっとお話が出ましたが、岐阜県では25市町に及びます。それで、1週間以内の避難が必要とされるのは、IEAでは、原子力発電電力機構では、基準の100ミリシーベルト以上に達するというようなことになるわけでございます。

また、原子力規制委員会によると、16原発の現状ということで、先般こういふことで朝日新聞に公表されましたが、その中に、この本巢市の近くに福井県のほうに4カ所あるわけでございますが、この原発が今稼働しています大飯原発は、3、4号機が唯一稼働しておるわけですが、これは先ほどもお話ししました7月の国の新安全基準施行後も運転できるかどうか焦点であるということで、また重点政策として直下に活断層がある疑いがあり、規制委員が調査中であり、防波堤は1年後の、重要棟が2年後にしか完成しないと、防災用耐震関係ができないということでございます。

それと、高浜原発、これは福井県の高浜でございますが、これは前の旧原子力保安院が敷地内の断層も継続調査を指示、現時点で規制委員が現地調査するほかは未定と、耐震棟は2年後の2015年前後の完成を見込み、防波堤の完成も2016年3月までに完成予定ということと、それから美浜原発も重要施設直下に活断層の疑いを指摘されていると。また敷地近くに活断層の白木、丹生断層があり、規制委員が近く現地調査、全国の全周の防波堤の完全完成は2016年3月で、1、2号機は運転開始から40年を超えているということですね。

それで、一番近い敦賀原発でございますが、敷地内に活断層、浦底断層が走る2号機が原子力建

物直下の断層の活断層の可能性が強いということで、規制委員が判断しておるといふことでございます。廃炉から出てくる公算が強いということと、1号機原子力建屋の直下の断層も活断層の疑いがあるというようなことで、今お話し申し上げたように3月9日の報道によりますと、敦賀原発の2号機の直下に活断層がある可能性が高いということで、原子力発電の規制委員会も早期決着がなかなか不可能な状態でございます。また当地の本巢市は60キロから69キロ以内に4カ所もあり、人体の影響、地域産業、特に農産物等への影響も最小限にとどめるために、被害対策の準備をどう考えたらいいかということで、2点ほど質問させてもらいたいと思います。

1番目に、放射性物質の対策ということで、内部被曝に対する放射性安定ヨウ素剤への備蓄の問題について1つお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、放射性物質への対策及び放射性ヨウ素剤への対策についてお答えします。

放射性物質への対策につきましては、放射性ヨウ素による内部被曝を回避するために、まずは屋内避難を行うことが重要な対策というふうに考えております。

また、内部被曝に対処するための安定ヨウ素剤という薬がございますが、この薬の服用につきましては、その効果が服用の時期によって大きく左右されること、また、この薬の副作用の可能性も指摘されております。国が示します原子力災害対策指針におきましては、緊急時防護措置準備区域でありますUPZ、あるいはUPZ圏外の地域におけます投与の判断基準、それから配付方法について具体的に示されていない段階でございます。

岐阜県では、昨年秋に独自の被害予測調査を行われました。これを受けまして、3月末までに本巢市を含む県内25市町をUPZに準じて対策を強化する地域に指定すると発表されたところでございます。それに伴いまして、西濃それから岐阜圏域の保健所に約25万人分の安定ヨウ素剤の配備と、それからシミュレーション結果を大きく超えた場合に備えまして、流通備蓄として約10万人分を確保する対策を講じられたところでございます。

現在、本巢市独自に安定ヨウ素剤の備蓄は考えておりませんが、今後、原子力災害により放射性物質の影響が見込まれると、こういった事態が発生した場合は、県との連絡を密にしまして、必要に応じて安定ヨウ素剤の配付要請を行っていききたいと、こういった対策を考えているところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7番（高橋勝美君）

今、総務部長から安定ヨウ素剤の備蓄を考えるということでございましたが、県の原子力防災室

では、先ほどもお話ししましたように、25万人分の西濃保健所に9万4,000人分というようなお話が出ています。西濃保健所には、県内で25万人分というようなことがうたわれておるわけですが、特に服用についてのリスク等がありますが、安定ヨウ素剤は劇薬であるということで、嘔吐や下痢などの副作用があり、アレルギーがある人がショック死するようなこともあるということございまして、先ほども慎重に扱わないかんということで、薬局に置いておるような頭痛薬など家庭の胃薬のような常備にはいかないということで、県の原子力防災室の川田さんがおっしゃっているようにございまして、それで、私が調べたところによりますと、服用する場合にはタイミングが重要で、飲んでから24時間たつと甲状腺がんの予防効果がなくなるということございまして、これが副作用のおそれがあるから、2度、3度と飲むことが難しい。早過ぎて避難する前に飲み過ぎた場合も甲状腺に放射線ヨウ素を取り込むことになってしまってから、服用はできないという効果が出ておるということが福島原発のところに出ておったわけでございます。

それで、県のほうだけに頼るんじゃなしに、市も、本巣市は1月末の現在で3万5,849人の人工の中で、1万6,038人という40歳以下の方がお見えになるわけでございますね。それで、岐阜市の場合は先般、新聞に載っておりましたんですが、細江市長さんがヨウ素剤を備蓄すると。僕はその避難命令の出るところのしかどうかは調べていないのでいかなんですが、県内の市町村が独自で備蓄していくのが大事じゃないかというようなことが出ていますから、岐阜市の場合は、17万人分を各保健所等に備蓄するということが新聞に載っておりました。

それで、市民は自分たちで自分たちの体を守らないかんということで、使用期限の3年を過ぎても備蓄は継続するというようなことが方針を出されておるようございまして、本巣市も若干の県からの配分がなくて、持っていたらどうかあと思いますが、その辺のお考えはどうか。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

議員さんのお尋ねは、本巣市においても1万6,000人ほど40歳未満の方が見えますが、全部とは言わんが多少備蓄したらどうかという御質問でございますが、今冒頭に議員さんが引用されました県の原子力防災室の職員の方のコメントでございます。服用のリスクとか、また劇薬だということですね。それで、現段階で国が指示しておりますのは、医療従事者の立ち会いのもとで配付し、服用指示を行うということでございます。私、これも岐阜市へ確認したわけございませんですが、岐阜市も保健所に備蓄されるということで、そういった医療従事者の立ち会いのもとでの配付が可能だという判断で行われているんじゃないかと思えます。

それで、私ども本巣市としましては、先ほども御答弁申し上げましたように、こういった指示が的確にできない段階で、また市民の皆様にお配りするというのもまたこれも危険が伴いますので、やはり明確にこういったヨウ素剤の服用の状況が明確になった段階で、またそれは考えることとしまして、現段階では備蓄につきましては考えておりません。よろしく願いいたします。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7 番（高橋勝美君）

事故がいつ起きるやらからないと思いますので、早くそのことを考えていただきたいということ、各自治会に自主防災組織がありますが、その組織を利用して医師のもとに持っていただいて、原子力発電の事故の対応をしていかなきゃならないと思いますし、また昨年の6月には東洋経済新聞社の第19回の都市の住みやすいランキングの788市の中で本巢市が4位に入っておるわけです。いつも市長がおっしゃっている安全・安心なまちづくりのために考えていかなきゃならない、その辺のところもお考えになって、もうちょっと早目に備蓄を考えていただくようにひとつお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。これは要望とします。

それで続きまして、空間放射線量をはかる簡易サーベイメーターの測定についてをお尋ねしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、ただいまの御質問に対してお答えさせていただきます。

県におかれましては、県下全域の空間放射線量を測定するため、固定型のモニタリングポストの設置を進めており、平成23年度までに10基を設置済みで、新たに今年度中に揖斐川町坂内地区内に1基と、平成25年度には関ヶ原町付近に1基設置し、合計12基で県下全域を対象とした監視機能強化が図られることになっております。

また、市では現在、空間放射線量をはかる簡易の測定器が3台と、精度の高い測定ができる簡易サーベイメーター測定器が1台あります。3台のうち2台は真正分庁舎と根尾総合支所で、平常時の放射線量を平成23年8月から毎週1回測定したり、各小・中学校や幼児施設等で年3回測定し、その結果につきましては、市のホームページで公表しております。また、もう1台は市民への貸し出し用として、生活環境課に配備しております。

なお、簡易サーベイメーター測定器につきましては、平常時に測定している放射線量に異常な数値が見られた場合に使用し、測定することとしております。

このように、県で常時、空間放射線量の測定がなされていることから、今後も県のモニタリングポストの情報を活用するとともに、現在、市が行っている放射線量の測定も継続的に行い、県の情報を補完する測定体制をとってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7番（高橋勝美君）

4台、市にあるわけですね。

これを使い方等もあるかと思いますが、もうちょっと県のほうからこのようなことが書いてありますね。簡易サーベイは都道府県が調達して費用の全額を国が交付金で支給する。設置が新年度となる見込みだが、配備先の施設は都道府県、または市町村に相談して決めるということが書いてございますし、県のほうへひとつ要望していただきたいんですが、モニタリングのポストも飛んできた郡府の辺にも1つ設置をお願いしてもらおうと、一番風船が飛んできたところに、2個も飛んできておるんですから、こちらのほうへ1つつけてもらうように、ひとつ要望を出してもらいたいと私は思っております。

それと、各学校で原子力の問題において日ごろから身の回りの線量を測定したりして、学校での学習にも活用して放射線に対する知識の普及に役立てるようにしてほしいということもうたってございますものですから、国のほうからもそういう要請等もあるかと思いますが、県のほうでなるべく本巢市の糸貫地域にも1つモニタリングポストを早くつけてもらうようにお願いしたいと、再度お願い申し上げ、私の今のサーベイの問題においては終わりたいと思います。

それと続きまして、次の質問に入る前にちょっとお願いしたいことがございますので、お話し申し上げて進めたいと思います。

先般2月18日に、グローバルという週刊誌が私のところに届いたわけですが、その中で、2011年の全国787市の決算分析が載っているわけですが、その中で経常収支比率のランキングが載っているわけですが、その中で岐阜県の2市が入っているわけですね。1位の高山市が74.1%、2位が当市本巢市が76%ということで上位に入っているわけですね。

これは、なぜかということ調べましたら、平成の大合併では旧市町村が上げている交付税を一定期間、全額補償する特例が認められたから、交付税は同比率を押し上げているということが国の財政課のほうに言っておられるわけですね。合併で行われた行政組織のスリム化を取り組み、先ほどからも言っていますが職員数の削減や、公共工事の抑制などを進めているという効果もあらわれているということですね。何かここに一つ公共工事の抑制ということですが、この辺をちょっとお伺いしたいと思いますが、交付税の特例に備え、歳出カットを進めているような内容が書いてございますが、大変経常収支率が全国2番目に入ったということは、健全な経営というか、財政運営をやっておられるということですね。続きまして交付金の問題についてちょっとお尋ねしますが、1月9日の新聞に、これ政府が8日に決めたようですね。地方交付団体向けのひもつき補助金を改善するということですね。今まで民主党が3年間ほどやっておられた一括交付金は、政令指定都市とまた県のほうへということですね。来ておったわけですね。これが各地方の自治体に要望があれば配分対象を絞り、県と政令指定都市であったやつが、2012年度の補正予算から各自治体等からの申請により申し込みがあれば交付金を出すというようなコメントがこの新聞に載っておったわけですね。こういうようなこともありまして、当本巢市も一括交付金の廃止に伴い、各自治体からの要望、補助金の交付金のお願いによって復活

するということでございますから、平成25年度の本巢市のひもつき補助金は何を申請されているかということをお尋ねしたいと思います、よろしく申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、平成25年度のひもつき補助金は何を申請しているのかというようなことにつきましてお答えをさせていただきます。

民主党政権が創設いたしました一括交付金につきましては、地域の自由裁量を拡大するために創設された地域自主戦略交付金といたしまして、平成23年度は第1段階といたしまして都道府県分を対象として、社会資本整備総合交付金、農村漁村地域整備交付金及び学校施設環境改善交付金の一部を初め9事業が実施され、さらに平成24年度につきましては、都道府県分について対象事業を拡大、増額されたほか、政令指定都市につきましても対象とされまして、消防防災施設整備費補助金、交通安全施設整備費補助金及び社会福祉施設等施設整備費補助金の一部が追加されて、18事業が実施されたところでございますが、市町村につきましてはこの一括交付金が実施されなかったということで、本市におきましては特に影響はございませんでした。

御質問のひもつき補助金につきましては、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金などのように、国が特定の政策目標を達成するために用途を決めて交付する補助金等のことだと思いますけれども、平成25年度予算に計上いたしました国庫支出金につきましては、平成24年度までと同様に通常の申請等の手続を行っていくという予定でございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7番（高橋勝美君）

今、御答弁いただいたんですが、私がお尋ねしたいのはどういうものに対して、国庫補助金ですから、まだ来年度予算ですから、どういうものをやるということは決まっていないかと思いますが、今後そういう問題が出てきた場合は、ひとつお考えを願って早目に地元の政治家等に聞くなり、先生がいらっしゃるの、早目にその陳情に行ってもらって、交付金が受けられるよう行動していただきたいと、かように思いまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

あす、3月15日金曜日午前9時から本会議を開会し、引き続き一般質問を行います。

なお、議員発議として条例改正（案）及び意見書（案）等が提出されておりますので、あす、本会議開会前に全員協議会を開催します。よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時53分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

